

平成26年度児童福祉問題調査研究事業

一時保護所における支援のあり方に関する研究

平成27年 3月

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

目次

1. 調査の概要	4
1. はじめに.....	4
2. 研究の目的.....	4
3. 研究1：一時保護所の支援のあり方に関する実態調査.....	4
(1) 自治体の概要について（自治体主管課票）	4
(2) 児童相談所の概要について（児相調査）	5
(3) 一時保護所退所後の児童の状態について（ケース票）	5
(4) ヒアリング調査	6
4. 研究2：児童相談所一時保護所入所児童コホートデータの詳細分析	7
(1) 目的と方法.....	7
(2) データについて	7
2. 研究1：一時保護所の支援に関する実態調査 結果と考察	8
1. 自治体の概要について.....	8
(1) 自治体における社会的養護の各施設ごとの実績について 表 2-1-(1).....	8
2. 児童相談所の概要について	9
(1) 児相について 表 2-2-(1)-a, 表 2-2-(1)-b	9
(2) 児童相談所の運営について 表 2-2-(2).....	9
(3) 児童相談所の配置職員体制について 表 2-2-(3)	10
(4) 専管組織の有無について 表 2-2-(4)-a, 表 2-2-(4)-b.....	10
(5) 一時保護所について 表 2-2-(5).....	10
(6) 一時保護所での学習状況について 表 2-2-(6)-a, 表 2-2-(6)-b, 表 2-2-(6)-c	11
(7) 一時保護所の地域差 表 2-2-(7).....	12
(8) ヒアリング調査結果から	12
3. 一時保護所退所後の児童の状態に影響を及ぼす要因について.....	14
4. 研究1 考察.....	16
(1) 自治体の概要について	16
(2) 児童相談所の概要について	16
(3) 一時保護所退所後の児童の状態に影響を及ぼす要因について	17
(4) 今後の課題.....	18
3. 研究2 児童相談所一時保護所入所児童コホート調査 結果と考察	19
1. 結果.....	19
(1) 調査対象の年齢・性別 表 3-1-(1)	19
(2) 主訴.....	19
(3) 虐待の詳細.....	20
(4) 有害な体験（childhood adverse experiences）	22
(5) 子どもの精神状態・問題行動.....	23

2. 考察	24
4. 全体的考察	29
1. 一時保護される子どもの概況.....	29
2. 虐待を受けた子どもへのケア.....	30
3. よりよい一時保護所のために.....	31
4. 一時保護所の今後のあり方について.....	32
(1) 短期的目標.....	32
(大規模な予算が発生しないため、すぐ導入を検討すべき事項)	32
(2) 中期的目標.....	32
(3年後をめどに検討すべき事項)	32
(3) 長期的目標.....	32
5. 職員のスキル向上のために	32
(1) 職員の研修の充実.....	32
(2) 予算・人員増の根拠資料のサポート.....	33
5. おわりに.....	34
6. 研究班.....	34
1. 報告書執筆者	34
2. 研究メンバー	34
7. (巻末資料) 図表.....	35
1. 表 1-3-(3)-1 説明変数・調整変数一覧	35
2. 表 2-1-(1) 自治体における各施設ごとの実績について	36
3. 表 2-2-(1)-A 児相について Q1. 管轄している区域.....	42
4. 表 2-2-(1)-B Q2. 児相のランク	42
5. 表 2-2-(2) 児童相談所の運営について.....	43
6. 表 2-2-(3) 児童相談所の配置職員体制について	44
7. 表 2-2-(4)-A 専管組織の有無について.....	44
8. 表 2-2-(4)-B 専管組織の有無について.....	45
9. 表 2-2-(5) 一時保護所について	46
10. 表 2-2-(6)-A 一時保護所での学習状況について	46
11. 表 2-2-(6)-B 一時保護所での学習状況について	47
12. 表 2-2-(6)-C 一時保護所での学習状況について	48
13. 表 2-2-(7) 一時保護所の地域差.....	49
14. 表 2-3-1 「退所後の家庭復帰の有無」についてのロジスティック回帰分析結果 (N=1,729)	50
15. 表 2-3-1 「退所後の家庭復帰の有無」についてのロジスティック回帰分析結果 (N=1,729) (続き)	51

16.	表 3-1-(1) 調査対象全 1081 例の年齢・性別.....	52
17.	表 3-1-(2)-A,B 一時保護時の主訴と過去の取り扱い歴.....	53
18.	表 3-1-(2)-C,D 一時保護時の主訴と年齢・性別（全 1081 例）.....	54
19.	表 3-1-(2)-E 虐待が指摘された 829 例の主訴.....	54
20.	表 3-1-(2)-F 年齢・性別-虐待の有無で比較.....	55
21.	表 3-1-(3)-A 複数回答による虐待の種類.....	55
22.	表 3-1-(3)-B 虐待の内容（主訴に関わらず虐待の報告があった 829 名）.....	55
23.	表 3-1-(3)-C 虐待の内容（主訴に関わらず虐待の報告があった 829 名）.....	56
24.	表 3-1-(3)-D 虐待の内容（主訴に関わらず虐待の報告があった 829 名）.....	56
25.	表 3-1-(3)-E 最も強い虐待の種類と加害者.....	57
26.	表 3-1-(3)-F 家族構成、養育者の学歴・経済・雇用状況.....	58
27.	表 3-1-(3)-G 養育者の問題、きょうだい・過去の扱い歴・保護期間など.....	59
28.	表 3-1-(4)-A,B 子どもの有害な体験：ACE）.....	60
29.	表 3-1-3-C,D ACE 各項目の重複.....	61
30.	表 3-1-(5)-A 保護 3 日目における CBCL の T 得点.....	62
31.	表 3-1-(5)-B ② 精神状態・問題行動と背景要因との関係.....	63
32.	表 3-1-(5)-C CBCL 得点と背景要因との関係.....	64

1. 調査の概要

1. はじめに

児童相談所一時保護所は、虐待だけでなく、非行等様々な課題を持つ子どもが緊急・一時的に保護される施設である。このため、混合処遇や施設職員の業務量など、様々な課題が推測されるが、この分野についての研究は少ない。

一時保護所の設置基準については、法的な基準がなく、児童養護施設の設置基準を準用することとされている。しかし社会的養護としての生活施設である児童養護施設と、緊急で一時的なシェルターである一時保護所とで、同様の基準が適切なのかについて検証した先行研究はない。このため、各自治体間の対応実態に格差が生じている可能性がある。

また、一時保護所の適切な体制について考えるためには、一時保護所に入所した児童の実態と退所後の追跡や、退所後の処遇等に影響を及ぼす要因についての検討も必要であると考えられる。本調査では平成 25 年度に一時保護所入所時点の児童の状態について調査を実施しており、その対象児の一時保護所退所後の状態を把握することにより、入所時と退所後の状態を比較し分析することが可能である。

2. 研究の目的

本研究では、自治体・児童相談所の概要の把握（研究 1：一時保護所の支援のあり方に関する実態調査）、および一時保護所退所後の児童について退所後の状態に影響を及ぼす要因を検討すること（研究 2：児童コホートデータの詳細分析）を目的とする。また本研究については、文部科学省・厚生労働省の疫学研究に関する倫理指針（当時）に基づき、倫理審査を経て実施している。

3. 研究 1：一時保護所の支援のあり方に関する実態調査

(1) 自治体の概要について（自治体主管課票）

① 調査対象

全国の児童相談所を設置している 69 自治体宛に調査票を配布し、47 ヶ所から回答を得た（回収率 68.1%）。

② 実施方法

(a) 調査票

「一時保護所の支援のあり方に関する実態調査」の「自治体主管課票」を用いた。

(b) 調査回数・時期

アンケートによる調査を1回実施した。調査時期は平成26年11～12月であった。

③ 集計・分析方法

各項目についての単純集計を行い、自治体の概要についての考察を行った。

(2) 児童相談所の概要について（児相調査）

① 調査対象

全国の児童相談所207ヶ所の所長宛に調査票を配布し、177ヶ所から回答を得た（回収率85.5%）。

② 実施方法

(a) 調査票

「一時保護所の支援のあり方に関する実態調査」の「児相調査」を用いた。

(b) 調査回数・時期

アンケートによる調査を1回実施した。調査時期は平成26年11～12月であった。

③ 集計・分析方法

各項目についての単純集計を行い、児童相談所の概要についての考察を行った。

(3) 一時保護所退所後の児童の状態について（ケース票）

① 調査対象

全国の児童相談所207ヶ所の所長宛に調査票を配布し、180ヶ所から回答を得た（回収率86.9%）。平成25年8月に一時保護所に新規入所した児童について、入所前・入所時および退所後の状態に関する回答を求めた結果、1,809名の回答が得られた。

② 実施方法

(a) 調査票

「一時保護所の支援のあり方に関する実態調査」の「ケース票」を用いた。

(b) 調査回数・時期

アンケートによる調査を1回実施した。調査時期は平成26年11～12月であった。

③ 集計・分析方法

(a) 被説明変数

被説明変数としては、退所後の家庭復帰の有無を用いた。

「退所後の家庭復帰の有無」は、「Q 5 8. 一時保護終了時の一時保護解除の理由について」という設問で退所先「1.保護者への引き取り」「2.保護者以外の親族への引き取り」「3.乳児院入所」「4.児童養護施設入所」「5.情緒障害児短期治療施設入所」「6.児童自立支援施設入所」「7.里親委託」「8.母子生活支援施設入所」「9.他の児童相談所へ」「10.家裁送致」「11.その他」の 11 択の回答から、「家庭復帰あり（1 か 2）」と「家庭復帰なし（3 から 11）」の 2 群にカテゴリ化したものを用いた。

(b) 説明変数および調整変数

説明変数および調整変数は、全て入所前もしくは入所時点の情報項目を用いた。変数の選択に当たっては、性別・年齢を調整した上で「退所後の家庭復帰の有無」との関連を検討し、個別に関連がみられたものや、内容的に「退所後の家庭復帰の有無」との関連がありそうなものを選んだ。

その結果、説明変数および性別・年齢以外の調整変数としては、以下の一覧にある変数が選択された（表 1-3-(3)-1 を参照）。

(c) 分析方法

ロジスティック回帰分析を行い、退所後の児童の状態に影響を及ぼす入所前もしくは入所時点でみとめられる要因について検討した。

(4) ヒアリング調査

① 調査対象の選定

平成 25 年度の研究の際の研究データおよびヒアリングデータから 3 つのコアカテゴリを作成し、21 項目の半構造化面接の質問紙を作成した。また、今年度の研究結果も踏まえ、定員や建物、アセスメント手法や子どもの回復など、それぞれ特徴のある一時保護所を 10 か所選択した。それらの保護所の職員に、半構造化面接による質問を実施した。

② 分析方法

本研究の結果は、考察の参考にするとともに、今後マルチレベル分析などを行うための基礎資料として活用する予定である。

4. 研究 2：児童相談所一時保護所入所児童コホートデータの詳細分析

(1) 目的と方法

平成25年度の児童福祉問題調査研究事業の一時保護所研究データの詳細分析を目的とした。対象は2014年8月1日から31日の期間に3日以上保護が必要であった児童である。アンケートは2回に分けて行われ、1回目は保護3日目に得られた情報について、2回目は保護解除時の情報が尋ねられた。保護開始より2ヶ月目の時点でまだ保護が継続されている場合はその時点の情報が収集された。1回目と2回目の質問項目は同一であるが、2回目は退所の有無・入所期間などが調査された。本研究においては、このデータを再分析にするにあたり、できるだけ多くのデータを活用するため、データ内容に疑義があるものを抽出し、各自治体に照会した。なお、この照会は一時保護される前のケース歴など、変化することのない事実データのみを対象として実施した。

(2) データについて

質問項目の概要は以下のとおりである。

① 保護3日目の状態

- 年齢、性別
- 家族の概要 家族構成、男性養育者・女性養育者の特性（犯罪、アルコール・薬物使用、DVなど）
- 保護歴、措置歴
- 主訴：虐待、非行、障害、入所施設の問題などの、保護の理由
- 虐待の有無、虐待の内容、加害者について
- 一時保護所における処置
- CBCL(Child Behavior CheckList, 3-18 歳版)

② 保護解除時、または、入所2か月目における状況

- 質問内容は1)に加えて、一時保護解除の有無、その後の処遇など。

2. 研究1：一時保護所の支援に関する実態調査 結果と考察

1. 自治体の概要について

(1) 自治体における社会的養護の各施設ごとの実績について 表 2-1-(1)

- 児童養護施設については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、施設数、定員数、入所児童数、退所児童数が増加しているのに対し、平均入所率、平均入所期間は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（心理的）、養護：虐待（性的）、障害、非行、その他での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（ネグレクト）、養護：その他、育成での入所者数は減少していた。
- 乳児院については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、施設数、平均入所率、平均入所期間が増加しているのに対し、定員数、入所児童数、退所児童数は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、障害での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（心理的）、養護：虐待（ネグレクト）、養護：虐待（性的）、養護：その他、育成、その他での入所者数は減少していた。
- 児童自立支援施設については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、入所児童数、平均入所率、平均入所期間が増加しているのに対し、定員数、退所児童数は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（心理的）、養護：虐待（ネグレクト）、養護：その他、非行、その他での入所者数が増加しているのに対し、障害、育成での入所者数は減少していた。
- 情緒障害児短期治療施設については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、定員数、退所児童数、平均入所期間が増加しているのに対し、入所児童数、平均入所率は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（心理的）、養護：虐待（性的）、養護：その他、非行、その他での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（ネグレクト）、育成での入所者数は減少していた。
- 養育里親については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、入所児童数、退所児童数、平均入所率、平均入所期間が増加しているのに対し、施設数、定員数は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（ネグレクト）、その他での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（心理的）、養護：虐待（性的）、養護：その他、障害、非行、育成での入所者数は減少していた。
- 専門里親については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、施設数、定員数、入所児童数、退所児童数、平均入所期間

が増加しているのに対し、平均入所率は減少していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（心理的）、養護：その他、非行、その他での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（身体的）、養護：虐待（ネグレクト）、障害、育成での入所者数は減少していた。

- 養子縁組里親（再掲）については、平成 24 年と 25 年での調査自治体（有効ケースのみ）間の平均値を比較すると、施設数、定員数、入所児童数が増加していた。また、主訴別の年間入所者数については、養護：虐待（心理的）、養護：その他での入所者数が増加しているのに対し、養護：虐待（身体的）、その他での入所者数は減少していた。

2. 児童相談所の概要について

(1) 児相について 表 2-2-(1)-a, 表 2-2-(1)-b

- 管轄区域の状況について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、人口が約 626,531 人、18 歳未満人口が約 100,858 人、管轄自治体数が約 8.6 自治体であった。
- 児童相談所のランクについては、A 級が調査施設全体の 6.8%、B 級が 23.7%、C 級（A・B 以外）が 61.0%であった。なお、そのランクについては、児童相談所運営指針により、児童相談所の規模は、人口 150 万人以上の地方公共団体の中央児童相談所は A 級、150 万人以下の中央児童相談所は B 級、その他の児童相談所は C 級を標準とするとされている。

(2) 児童相談所の運営について 表 2-2-(2)

- 弁護士が週 1 日以上業務をしている児童相談所は、調査施設全体の 2.3%であった。
- 警察官（OB 含む）が週 1 日以上業務をしている児童相談所は、調査施設全体の 44.1%であった。
- 保健師が週 1 日以上業務をしている児童相談所は、調査施設全体の 41.8%であった。
- 精神科医が週 1 回以上業務をしている児童相談所は、調査施設全体の 29.4%であった。
- 精神科医が常勤でいる児童相談所は、調査施設全体の 9.0%であった。
- 独自の虐待対応マニュアルがある児童相談所は、調査施設全体の 44.6%であった。
- 独自の性的虐待対応マニュアルがある児童相談所は、調査施設全体の 17.5%であった。
- 独自の一時保護所運営マニュアル（児童対応も含む）がある児童相談所は、調査施設全体の 45.2%であった。
- 独自の法対応マニュアルがある児童相談所は、調査施設全体の 9.0%であった。
- 全職員の有給休暇消化率が 50%以上である（昨年度）児童相談所は、調査施設

- 全体の 17.5%であった。
- 全職員の有給消化率が75%以上である（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の3.4%であった。
 - 超過勤務手当の支給率が25%以上である（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の93.2%であった。
 - 超過勤務手当の支給率が50%以上である（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の88.7%であった。
 - 超過勤務手当の支給率が75%以上である（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の81.9%であった。
 - 超過勤務手当の支給率が100%である（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の66.7%であった。
 - 夜間休日対応で、職員個人の携帯電話が使われる児童相談所は、調査施設全体の52.0%であった。
 - 夜間休日対応における当番（自宅での電話待機等）は業務時間として換算される児童相談所は、調査施設全体の12.4%であった。
 - 私生活において、職員が当事者およびその関係者から身体的、精神的に負担と感ずることを受けた、または聞いたことがある（昨年度）児童相談所は、調査施設全体の34.5%であった。

(3) 児童相談所の配置職員体制について 表 2-2-(3)

- 配置職員の人数について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、全職員が約 29.93 人、児童福祉司が約 12.77 人、児童心理司が約 4.86 人、心理判定員が約 0.76 人、医師が約 1.29 人、看護師が約 0.15 人、その他の職員が約 10.10 人であった。

(4) 専管組織の有無について 表 2-2-(4)-a, 表 2-2-(4)-b

- 虐待対応の専管組織（担当者）がある児童相談所は、調査施設全体の 49.7%であった。
- 虐待対応の専管組織（担当者）の調査施設（有効ケースのみ）間での平均人数は、専任が約 5.52 人、兼任が約 1.58 人、常勤が約 5.19 人、非常勤が約 1.95 人であった。
- 市町村支援の専管組織（担当者）がある児童相談所は、調査施設全体の 18.1%であった。
- 親子再統合に関わる専管組織（担当者）がある児童相談所は、調査施設全体の 20.9%であった。
- 里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織（担当者）がある児童相談所は、調査施設全体の 61.0%であった。

(5) 一時保護所について 表 2-2-(5)

- 一時保護所の管轄児相について、調査施設（一時保護所あり、有効ケースのみ）

- 間での平均は、施設数が約 1.85 カ所に 1 か所、管轄区域の人口が約 1,066,915.34 人、18 歳未満人口が約 170,391.35 人、定員数が約 21.35 人であった。
- 一時保護所の管轄児相における職員数について、調査施設（一時保護所あり、有効ケースのみ）間での平均は、全職員が約 17.17 人、指導員が約 6.46 人、保育士が約 3.72 人、学習指導員が約 0.96 人、医師が約 0.24 人、看護師が約 0.41 人、その他が約 5.38 人であった。
 - 一時保護所の平成 25 年実績について、調査施設（一時保護所あり、有効ケースのみ）間での平均は、年間平均保護日数が約 25.94 日、1 人あたりの平均保護日数が約 26.15 日、年間平均入所率が 52.6%、年間入所延べ人数が約 573.33 人、年間入所延べ日数が約 4328.65 日、であった。
- (6) 一時保護所での学習状況について 表 2-2-(6)-a、表 2-2-(6)-b、表 2-2-(6)-c
- 一時保護所での学習場所（重複回答）については、専用の学習室が調査施設（有効ケースのみ）の 68.2%、食堂が 31.8%、その他が 40.0%であった。
 - 学習内容（複数回答）については、授業形式が調査施設（有効ケースのみ）の 23.1%、プリントが 92.6%、個別対応が 78.7%、その他が 7.4%であった。
 - 1 日あたりの平均学習時間について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、小学生が約 2.36 時間、中学生が約 2.43 時間、高校生が約 2.46 時間、であった。
 - 学習に関わる職員数について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、嘱託職員（元教員等）が約 1.4 人、ボランティアが約 0.6 人、一時保護職員（常勤）が約 3.6 人、その他が約 1.3 人、であった。
 - 教育に関する予算の総額について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、合計が約 2,653,149 円、人件費が約 2,387,406 円、教材費が約 128,457 円、その他が約 154,350 円、であった。
 - 一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況について、小学生では、出席扱いが調査施設全体の 42.4%、欠席が 1.1%、不明が 5.6%、その他が 13.0%であった。
 - 一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況について、中学生では、出席扱いが調査施設全体の 41.8%、欠席が 1.1%、不明が 5.6%、その他が 13.0%であった。
 - 一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況について、高校生では、出席扱いが調査施設全体の 5.1%、欠席が 22.6%、不明が 14.1%、その他が 19.2%であった。
 - 平成 25 年度に一時保護所から小・中学校、高校に通学した人数について、調査施設（有効ケースのみ）間での平均は、小学校が約 0.4 人（入所児童数約 39.7 人）、中学校が約 0.3 人（入所児童数約 35.7 人）、高校が約 0.3 人（入所児童数約 12.6 人）、であった。
 - 高齢児童の就労支援、資格取得のための支援を行っている児童相談所は、調査施

設全体の 19.8%であった。

(7) 一時保護所の地域差 表 2-2-(7)

本報告書では、各保護所の平成 25 年度の年間平均入所率をもとにほぼ均等に 3 等分にグループ化し比較を行った。比較グループは入所率①<36.0%、②36.1-72.0%、③72.1>の一時保護所のグループである。それらグループについて各組織の人員や自治体の地域差を比較した。なお、データの正規性があったものについて表 2-2-(7)に示した。なお本研究では等分散性の検定を行い、等分散しているものは多重比較として TukeyHSD 法、等分散していなかったものは Games-Howell 法で比較した。

- 各グループの差を見たところ、入所率が多い保護所は管轄人口・18 歳未満入所人口、平均保護日数 (H25)、一人当たりの平均保護日数 (H25) が多いことが明らかになった。

(8) ヒアリング調査結果から

本ヒアリングでは、「子どもの視点」から見た子どもの回復や問題行動への対応方法等を中心に半構造化面接を行った。面接の結果は KJ 法にてコード化したところ、新たに 6 つのコアカテゴリが選択された。

① 一時保護所の定員と人員配置について

- 社会的養護が小規模化の方向性にも関わらず、一時保護所は小規模化の対象として扱われていない。
- 社会的養護の生活施設としての児童養護施設の基準を、緊急の職権保護などがあるシェルター機能としての一時保護所の基準にしたのは適切でない。
- 宿直の扱いを労働基準監督署に指導された (夜勤)。
- 宿直の回数について労働基準監督署に指導された。

② 一時保護所の配置について

- 大規模定員、混合処遇では死角や職員の目の届かない場面が発生する。
- 職員の増員、保護所の小規模化(保護所数全体の増加)で対応できることがほとんどである。
- 明らかに個別棟がある、個室対応が可能な保護所の子どもは回復が早い。

③ 一時保護所と児童相談所の情報共有について

- 児相 (ワーカー) と一保職員のシステムが共有されている所とそうでないところがある。
- 一保が併設されていない児相では一時保護所との調整が手間取る。
- 観察会議・援助方針会議などそれぞれの会議に双方の職員が出席している所とそうした会議開催が十分に保障されず、児童相談所の方針だけで処遇がすすんでいるところがある。

④ 国及び研究者への提言

- 一保のための独自の設置基準 (特に人員等) が必要。
- 自治体の機関が労基署に指導されたり、物品が購入できず衛生面で保健所から指導されるような事態は、子どものためにもならない。

- 児童福祉法という国の子ども福祉のための法律に基づく一時保護所が、地域によって大きな格差があり、物的人的資源が大幅に異なる現状を国は把握していない。
 - 他の保護所のことを互いに知り、比較検討するチャンスも時間もない。
- ⑤ 子どもへの対応が向上した理由
- 児童の対応に十分な体制がととのっているというカテゴリに属した保護所は、すべて子ども 10 人あたり、常時対応する職員が 5 人以上いる（学習指導員・給食・事務を除く）。
 - 個別棟があり、個別棟を有効な処遇とするための基本職員数の保障がされている。
 - ほぼ完全個室対応が可能であり、有効な処遇とするための基本職員数の保障がされている。
 - 子どもに対して清潔な衣類・物品を提供しているというカテゴリに属した保護所は、予算書からはすべて入所した子どもあたり平均 2.8 万円の購入費があてられている（人件費、給食費除く）。
- ⑥ 理想的な保護所
- 個室（個別対応）対応。
 - 医療機関（特に精神科）との連携が図られている。
 - 保護所に医師が常駐している。
 - 個別棟がある。
 - 定員 10 人以内。
 - 各児相に保護所がある。

3. 一時保護所退所後の児童の状態に影響を及ぼす要因について

分析に用いた各変数の記述統計は以下の通りである（表 2-2-1、表 2-2-2 を参照）。

分析にあたり、「Q 4 1. 虐待者の続柄等」については、一部のカテゴリのサンプル数が非常に小さく、分析がうまくいなくなる可能性があったため、「1.実父」「5.実母」をまとめて「実父・実母」、「2.継父」「3.養父」「4.里父」「6.継母」「7.養母」「8.里母」をまとめて「実父母以外の親（継父母など）」、「9.きょうだい」「10.祖父」「11.祖母」「12.おじ」「13.おば」「14.その他の人」をまとめて「それ以外」、「15.不明」を「不明」とする 4 カテゴリを新たに設定し、分析に用いた。

分析に当たっては、性別・年齢以外の全ての説明変数・調整変数について、欠損値にダミーの値を割り当てた。

また、一部の説明変数を変数増加法（尤度比検定）により選択的に投入した結果、「Q 6. 現在の子どもの登校状況」「Q 23-②. 親権者のどちらか一方でも正規職員である」「Q 23-④. 親権者のどちらか一方でも精神疾患がある」「Q 25-④. 家族の誰からも愛されていない、自分は特別で大切だと思われていないと感じたことはよくありましたか」「Q 26. 一時保護時点で児童に身体的、精神的な問題」「Q 33. 行動上の問題_他の児童への暴力」「Q 33. 行動上の問題_退行（赤ちゃんがえり）」「Q 33. 行動上の問題_挑発的言動」「Q 45. 虐待者の行動・言動_虐待をした者は、全員児童相談所の援助に協力している」「Q 45. 虐待者の行動・言動_言語発達の遅れ」は投入されなかった。残った変数について、性別、年齢、津守・稲毛式等の検査実施の有無、療育手帳の有無、世帯の経済状況について調整した上で、「退所後の家庭復帰の有無」との関連についてロジスティック回帰分析を行った（表 2-2-3、表 2-2-4 を参照）。

その結果、「Q 4. 今回の一時保護の受付理由_その他」については、「非該当」（の群よりも「該当（OR= 0.347 ; $p<.05$ ）」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 5. 在学状況等」については、「家庭にいる乳幼児」の群よりも「保育所その他の保育施設（OR= 2.368 ; $p<.05$ ）」「小学校（OR = 2.049 ; $p<.05$ ）」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 18. 健診の受診状況（3または4ヵ月健診）」については、「受診している」群よりも「無回答（OR=10.018 ; $p<.05$ ）」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。これは年齢の高い児童の通告の緊急保護の割合などが影響していることが考えられ、今後は層別化して分析するなどの工夫が必要である。あくまでも今回は全体の比較である。

「Q 2 1. 母子手帳の交付状況」については、「あり」の群よりも「なし (OR=0.077 ; p<.05)」「無回答 (OR =0.149 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 2 3. 受給しているサービス_生活保護世帯 (再掲)」については、退所後の家庭復帰の有無について有意な関連は得られなかった。

「Q 2 3. 受給しているサービス_児童扶養手当」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR= 1.809 ; p<.001)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 2 3. 受給しているサービス_就学支援 (就学援助)」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR= 2.546 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 2 3-③. 親権者のどちらか一方でも犯罪歴がある」については、「あてはまる」の群よりも「あてはまらない (OR=2.077 ; p<.001)」「不明 (OR =2.31 ; p<.001)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 2 3-⑦. 親権者のどちらか一方でもDV加害、被害経験がある」については、退所後の家庭復帰の有無について有意な関連は得られなかった。

「Q 2 5-⑥. 両親が別居または離婚したことはありますか」については、「あてはまる」の群よりも「あてはまらない (OR= 1.395 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 3 3. 行動上の問題_職員への暴力」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR=0.307 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 3 3. 行動上の問題_フラッシュバック」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR=0.21 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 3 3. 行動上の問題_年齢不相応な性的言動や行動化」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR=0.422 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 3 7. 過去の社会的養護の措置歴」については、「あり」の群よりも「なし (OR=2.951 ; p<.001)」「無回答 (OR= 2.971 ; p<.001)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 3 9. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無」については、「虐待あり」の

群よりも「不明 (OR= 2.112 ; p<.05)」「虐待なし (OR = 6.245 ; p<.05)」「無回答 (OR = 11.804 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 4 1. 虐待者の続柄等」については、「実父・実母」の群よりも「それ以外 (OR = 0.295 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 4 3. 虐待者の虐待についての考え方」については、「行為も虐待も認めない」の群よりも「虐待を認めているが、援助は求めている (OR=3.045 ; p<.05)」「虐待を認めて、援助を求めている (OR =1.871 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に大きい、という結果が得られた。

「Q 4 5. 虐待者の行動・言動_児童相談所に攻撃的な言動がある」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR= 0.61 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

「Q 4 6. 虐待による被虐待児の身体状況_骨折」については、退所後の家庭復帰の有無について有意な関連は得られなかった。

「Q 4 6. 虐待による被虐待児の身体状況_栄養不良」については、「非該当」の群よりも「該当 (OR= 0.309 ; p<.05)」の群において「退所後の家庭復帰あり」の割合が有意に小さい、という結果が得られた。

4. 研究 1 考察

(1) 自治体の概要について

自治体の概要についての検討より、各自治体に設置された施設のうち、乳児院を除く全ての施設において、平成 24 年から 25 年の間に、虐待を主訴とする入所者の数、構成比共に増加していることが確認され、虐待を受けているケースへの対応がますます重要になっていることが示唆された。

(2) 児童相談所の概要について

児童相談所の概要についての検討より、児童相談所の運営については、虐待対応マニュアルや一時保護所運営マニュアルのある児童相談所が調査対象全体の半数近くにの対し、性的虐待対応マニュアルや法対応マニュアルのある児童相談所は全体の 1~2 割程度であり、体制整備が進んでいない部分があることが示唆された。また、有給休暇消化率が 50%以上の児童相談所は 2 割未満である、夜間休日対応における当番業務が就労時間として換算されにくい等の状況があり、職場環境・待遇の整備についても検討の必要があることが示唆された。

専管組織の有無については、虐待対応の専管組織（担当者）を設けている児童相談所が調査対象全体の半数近く、里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織が6割程度であるのに対し、市町村支援や親子再統合に関わる専管組織は2割前後となっており、保護された児童の家庭復帰をはじめとして、在宅の家庭養育を支援するための体制整備をさらに進めていく必要があることが示唆された。

一時保護所での学習保障の状況については、専用の学習室を設けている一時保護所は6割程度あるが、学習に関わる職員数は各保護所に1人程度と少なく、保護所から通学する児童数も小学校で入所児童中0.9%、中学校で0.8%、高校で2.3%と低いため、児童が学習するための環境の整備をさらに進めていく必要があることが示唆された。

一時保護所の年間入所率により、入所率が高いカテゴリほど管轄の人口や入所期間が有意に異なるという、一時保護所は地域間で違いがあることが明らかになった。それらがその地域間の違いがどのように子どものケアや回復度に影響を及ぼすのか、今後詳細にデータを分析する必要がある。

(3) 一時保護所退所後の児童の状態に影響を及ぼす要因について

児童の退所後の家庭復帰に関連する要因についての検討より、児童の性別・年齢や世帯の経済状況等にかかわらず、入所前から入所時点までの本人の状況、保護者の状況、サービスの受給状況、虐待の有無や虐待者の状況等が、児童が退所後家庭に復帰できるかどうかに影響を及ぼすことが示唆された。

具体的には、本人に行動上の問題がある、過去に社会的養護の措置を受けている、親権者に犯罪歴がある、親以外の人（きょうだい、祖父母等）から虐待を受けている、虐待者が児童相談所に攻撃的である等の場合、退所後に家庭に復帰する確率が低くなる一方で、児童扶養手当や就学支援（就学援助）等のサービスを受給している、虐待者が虐待を認めている等の場合、家庭復帰する確率が高くなる、といった傾向がみられた。

すなわち子どもの家庭が社会的サービスを利用するなど、支援の具体的接点を持っていたり、養育者が不適切養育を認めているなど、児童相談所や在宅支援機関の指導に協力的であることが期待できる程度が高い場合、家庭復帰率が上がる傾向にあること、家族歴において家庭養育の破綻が繰り返されてきたり、家族構成員の反社会的傾向がうかがわれたり、あるいは養育者が福祉機関の指導に従わない態度であるなど、養育上の問題を指導・管理するうえで、当事者の協力程度が計れないとか期待できないような場合、家庭復帰の可能性が下がるという傾向があると読み取ることができそうである。

この結果から導き出される課題は、児童やその家庭の状況を考慮し、より多くの子どもがより安全で幸せにその子どもの家庭において育っていけるようになること

が望ましいとするならば、その可能性をより大きくするために必要なサービスは何か、そのサービスの効果を上げるための体制は何かを検討し、その整備を図るとともに、虐待を受けているケースについては、特に養育者の児童との関係や不適切養育に対する認識等のあり方が子どもの家庭復帰の可否に大きく影響していることに注目し、その養育改善と安全な家庭復帰の実現のために必要な対策を明らかにし、適切な対応や援助を行っていくために効果的な体制整備を図る等の対処が必要であると考えられる。

(4) 今後の課題

自治体や児童相談所の実態については、全体の概要・動向を把握するとともに、各自治体、さらには児童相談所ごとの実態・傾向の違いや、その違いがひとりひとりの児童の状況に及ぼす影響について検討することも重要と考えられる。本調査ではその点を十分に確認できなかったため、今後さらなる検討が必要である。

児童の退所後の状態に影響を及ぼす要因の検討については、今後は各ケースについてさらに詳細な分析や追跡等を実施することで、家庭に復帰した児童・しななかった児童のその後の状況や、退所後の生活がうまく続いていくにはどのような要因が重要となってくるのかについて、科学的・客観的に検証していくことが重要と考えられる。また、児童とその養育者の個人としての要因に加え、自治体ごと、児童相談所ごとの傾向の違いを要因に組み込んだ分析を進めることで、個々の児童・家庭に対する経験的・帰納的なケアの知だけでなく、組織レベルで対処していくべき演繹的な対策・対応の必要課題としてどのようなことがあるかを検証することも重要と考えられる。

3. 研究2 児童相談所一時保護所入所児童コホート調査 結果と考察

1. 結果

当初確認された児童、計1,109名のデータのうち、男女・年齢などの必須事項について照会しても不明だったものを除外した結果、計1,081名が本調査対象データとなった。

(1) 調査対象の年齢・性別 表 3-1-(1)

年齢は1歳から18歳、平均10.5歳（中央値11歳）であった。13歳から15歳が約3分の1を占めた。

政府による児童相談所の所内一時保護所の平成25年度1年間の統計では、0～5歳が17.1%、6～11歳が34.0%、12～14歳が32.0%、15歳以上が16.8%であった¹。今回の調査対象も政府調査と同様に分類すると、0～5歳が13.4%、6～11歳が38.9%、12～14歳が32.6%、15歳以上が15.1%であり、両調査の年齢分布状態には、Pearsonの χ^2 検定で有意差を認めなかった（ χ^2 :0.874, df=3, p=0.843）。

性別は、男児が過半数を占めた。

(2) 主訴

一時保護の主訴は、ケース受付理由および入所理由の質問項目の中で尋ねられ、「養護」「障害」「非行」「育成」「施設(里親)不調」「その他」から選択された。「養護」を選択した場合、副項目として”身体的虐待”、”性的虐待”、”心理的虐待”、”ネグレクト”、”その他”の中から選択された。回答は複数選ばれた。その結果、複数回答は主訴では最大3つ、「養護」の副項目では最大5つ（つまり全て）が選択されていた。

① 一時保護の主訴 表 3-1-(2)-a

最も多い主訴は「養護」であり全体の4分の1を占めた。2つ以上の選択例はほとんどが「養護」との重複であり全体の約5%であった。「養護」の副項目も複数回答があり、2つが119例、3つ6例、4つ1例、5つ（つまり全て）が1例であった。主訴「養護」の副回答”身体的虐待”、”性的虐待”、”心理的虐待”、”ネグレクト”のいずれかが選択された主訴が虐待の例は主訴「養護」の約3分の2（全体の48%）を占め、副回答にこの4つが選択されず「その他」のみに回答があった例は主訴「養護」の群の3分の2（全体の26.5%）を占めた。「養護」の次に多い主訴は非行であり、主訴「養護」との重複例を除くと14%であった。

前述の平成25年度の児童相談所内の一時保護所に関する統計によると、主訴の75.3%が養護であり（児童虐待47.6%、その他27.8%）、非行14.8%、育成8.5%と続く。本調査と比較したが有意差は認めなかった（Pearsonの χ^2 検定：3.47, df=5, p=0.62、Fisherの直接確率検定：p=0.60）。

② 主訴別にみた児童相談所での過去の扱い歴 表 3-1-(2)-b

「過去の取り扱い歴」「過去の一時保護歴」「過去の社会的養護への措置歴」の質問項目でいずれかに「あり」と回答されていたケースを“過去の扱い歴あり”と定義した。児童相談所での過去の扱い歴は全例の 68.7%であった。主訴別にみても 60%以上が今回の調査前になんらかの扱い歴を認めたが、主訴「性的虐待」例だけは 40%であり、初めて扱われるケースが半数をこえた。

③ 主訴別の年齢 表 3-1-(2)-c

主訴別の年齢の違いを評価した。Shapiro-Wilk法による正規分布検定は有意水準 0.1%で棄却され、Kruskal-Wallis検定にて群間の差を評価したところ有意水準0.1%で棄却され、主訴ごとに有意な年齢差を認めた。多重比較のためSteel-Dwass検定を施行したところ、主訴「養護」群と「非行」単独群、主訴「養護」群と「不明」群、「非行」単独群と「育成」単独群に有意差を認めた。参考にパラメトリックな手法 Tukey-Kramer検定・Bonferroni検定でも確認したが同様の結果であった。

④ 主訴別の性差 表 3-1-(2)-d

性別の比較では、主訴「養護」・「その他」群は男女同等であったが、それ以外の主訴では男性が過半数を占めた。

⑤ 主訴と虐待の関係 表 3-1-(2)-e

本調査では、主訴が「虐待」以外のケースにも虐待の有無を質問している。なんらの虐待が指摘されたケースは 1081 例中 829 例 (76.7%) であった。主訴との関連をみると、別の主訴で保護されながらも虐待が指摘された例は「養護：その他」の 57.5%、「非行」の 49.7%、「育成」の 56.5%であり、主訴が虐待ではなくても約半数に虐待の併存が指摘された。

⑥ 虐待の有無と年齢・性別 表 3-1-(2)-f

以後は主訴に関わらず虐待が報告された829例を“虐待あり”群と定義し、“虐待なし”群と“虐待あり”群を比較する。年齢分布は両群に有意差を認めた(Willcoxonの順位和検定 有意水準0.1%以下)。年齢を6歳ごと3群に分けて評価すると χ^2 検定で群間に有意差を認め(水準0.1%以下)、“虐待なし”群は13～18歳が過半数を占めた。

性別に関しては、“虐待あり”群は女兒の占める割合が有意に高かった(χ^2 検定有意水準 1%以下、OR1.76)。

(3) 虐待の詳細

質問紙では、主訴とは別の項目でも虐待の有無とその詳細を尋ねている。内容は“身体的虐待”“性的虐待”“心理的虐待”“ネグレクト”の4つから選択するが、主体となる虐待の情報を「最も強く認められるもの」として1つ選択し、並存する虐待の情報を「あてはまるもの」として複数回答した。

以下、“虐待あり”群 829 例 (全体 1,081 例中の 76.8%) の詳細について記す。なお、829 例のうち 8 例は「加害者」の質問項目に回答があったため“虐待あり”に含めたが、虐待の内容に回答がなく詳細不明であった。

① 複数回答による虐待被害の内容 表 3-1-(3)-a

虐待例は”身体的虐待””心理的虐待””ネグレクト”が約半数を占めた。

重複被害:5種類までの重複が認められ、虐待のタイプ別に見ても7～8割が重複被害を受けていた。

② 主な被害と重複した虐待の内容 表 3-1-(3)-b

「最も強い」に回答がなかった例は”その他”に分類した(829例中40例、4.8%)。最多が”身体的虐待”、つづいて”ネグレクト”であった。重複被害の内容は、”身体的虐待”の約半数に”心理的虐待”、30.5%に”ネグレクト”が、”性的虐待”の21.6%に”身体的虐待”、29.7%に”心理的虐待”が、16.2%に”ネグレクト”が、”心理的虐待”の42.2%に”身体的虐待”、36.9%に”ネグレクト”が、”ネグレクト”の30.7%に”身体的虐待”、36.6%に”心理的虐待”が重複していた。

③ 年齢・性別 表 3-1-(3)-c

年齢: ”性的虐待”は平均13.03歳であったのに対し、それ以外の虐待は9～10歳であり、多重比較法(Steel-Dwass検定)にて有意差を認めた。

性別: 性差においても”性的虐待”はそれ以外と異なっていた。”性的虐待”では被害児は女児が86%を占めたのに対し、それ以外の虐待では男女比に2倍以上の差異を認めなかった。

④ 加害者 表 3-1-(3)-d

全体の45.2%が男性養育者から、70.2%が女性養育者から被害を受けていた。家族の複数が加害にあっている例があり、”身体的虐待””心理的虐待””ネグレクト”の4分の1は2名以上の加害者が存在した。”性的虐待”は9割が1名の加害者であった。加害者不明は21例(2.5%)のみであった。

⑤ 加害者の詳細 表 3-1-(3)-e

加害者が明らかなケースは808例(74.7%)であった。69.7%は血縁母が、33.8%は血縁父が加害者であった。養育者以外の家族が加害しているケースは9.6%であった。虐待の種類別にみると、男性養育者の関与は身体的虐待・性的虐待に有意に多く、ネグレクトには少なかった(χ^2 検定、それぞれ有意水準0.1%、5%、0.1%以下)。女性養育者はネグレクトへの関与が多く、身体的虐待・性的虐待の関与が有意に少なかった(有意水準0.1%以下)。性的虐待に関しては、その他の家族の関与が有意に多かった(有意水準0.1%以下)。

⑥ 家族構成・経済状況・就業状況・養育者の学歴 表 3-1-(3)-f

家族構成: 全例における養育者不在例は、男性養育者では約半数、女性養育者では6分の1を占めた。血縁両親の同居例は5分の1で、ひとり親が約半数、血縁父母と継母父の組み合わせが5分の1、両親不在が約1割であった。両親以外の成人の同居人は約5分の1であった。虐待の有無で家族構成に有意差を認めなかった。

離婚歴: 離婚歴を7割に認め、”虐待あり”例が有意に多かった(χ^2 検定有意水準1%以下、OR:1.58)。

経済状況: 不明例が2割以上であり各群の比較はできなかったが、課税世帯とそれ

以外の世帯に群分けしたところ有意差を認めなかった。

就業状況： 雇用「有職」と回答されたのは男女ともに養育者の3～4割であり、いずれかが有職であるのは5～6割であった。男性養育者における無職の4分の3は同居しておらず、女性養育者における無職の4分の1は同居していなかった。“虐待あり”群では、母が有職であることが有意に多く（ χ^2 検定有意水準1%以下、OR 1.54）、両親のいずれかが有職である事例も有意に多かった（同じくOR1.58）。

養育者の学歴： 不明例が男性7割・女性4割を占め、各々その6割・3割は家族として同居していないケースであった。不明例が多いため群間の差の評価は困難であった。両親いずれかに高校までの卒業が確認できた例を抽出し χ^2 検定を施行したが、“虐待あり”、“虐待なし”両群に有意差を認めなかった。

⑦ 養育者の問題・きょうだい・過去の扱い歴・今回の調査での保護期間 表 3-1-(3)-g

養育者の背景要因に関する質問では、両親のいずれかに精神疾患31.6%、アルコール使用障害6.9%、薬物使用障害6.4%、アルコール・薬物いずれかの使用障害（物質使用障害）16.6%、犯罪歴10.2%、児童虐待以外の家庭内暴力(DV)27.2%と多様な問題が指摘された。虐待の有無で群間を比較すると、“虐待あり”群は、女性養育者のアルコール使用障害(10.7%、 χ^2 検定有意水準1%以下、OR2.21)・児童虐待以外の家庭内暴力(DV) (13.4%、有意水準0.1%以下、OR3.74)が有意に多かった。また、“虐待あり”群はきょうだいへの虐待(43.4%、有意水準0.1%以下、OR33.76)、児童相談所での扱い歴(70.1%、有意水準5%以下、OR1.35)が有意に多かった。今回の調査における一時保護期間が30日を超える例は、“虐待あり”群が有意に多かった(41.4%、有意水準5%以下、OR1.76)。

(4) 有害な体験 (childhood adverse experiences)

子ども時代における有害な体験 (Adverse Childhood Experiences; ACE)は、青年・成人期の身体・精神・社会行動における有害な事象と関連していると報告されている²。報告によってACEとして調査されている項目はやや異なるが、今回の分析では、主要な文献で使用されている「家族機能」「虐待」「ネグレクト」の3項目を用いた。「家族機能」には離婚歴・犯罪歴・アルコールあるいは薬物使用障害・家庭内暴力(DV)を、「虐待」には身体的虐待・性的虐待・心理的虐待が含まれ、合計9項目について検討した。これらの項目数を加算した合計点をACE scoreと定義し、成人期の有害事象に関連する予測変数として分析した先行研究は多い²。この調査でも9項目の数にてACE scoreを算出した。

① ACEの頻度とACE score 表 3-1-(4)-a, 表 3-1-(4)-b

調査対象全1081例のACEの存在頻度を示す。もっとも頻度が高かったのは離婚歴、続いて身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトが続いた。これら9項目からACE scoreを算出したところ、平均値2.95、中央値3(範囲0～8、第1・第3四分位数:2・4)で、ACE score 4点以上が35.3%を占めた。

② ACE 各項目の重複 表 3-1-(4)-c, 表 3-1-(4)-d

項目 2 つが重複する頻度について二元表に基づく適合度検定を行うと、 $9 \times 8 \div 2 = 36$ 通りの組み合わせのうち、20 組に有意差を認めた。Spearman の順位相関係数を算出し両側検定を行ったところ、「離婚歴」と「ネグレクト」の間、「精神疾患」と「物質使用障害」の間、「物質使用障害」と「DV」・「心理的虐待」の間、「犯罪歴」と「ネグレクト」の間、「DV」と「身体的虐待」・「性的虐待」・「心理的虐待」の間、「性的虐待」と「心理的虐待」の間、「心理的虐待」と「ネグレクト」との間に有意な相関が見られた。

(5) 子どもの精神状態・問題行動

一時保護 3 日目における子どもの精神状態・問題行動を評価するため、T.M.Achenbach による Child Behavior Checklist ; CBCL 日本語版(3-18 歳用)³を用いた。総得点・外向尺度・内向尺度における T 得点 60 点未満 を正常域・60~63 点を境界域・64 点以上を臨床域とし、「ひきこもり」「身体的訴え」「不安・抑うつ」「社会性の問題」「思考の問題」「注意の問題」「非行的行動」「攻撃的行動」の下位尺度においては T 得点 67 点未満 を正常域・67~70 点を境界域・71 点以上を臨床域とするが、解析にあたってはこれらを 2 群に分け、正常域の例を正常域群、境界域および臨床域の例を臨床域群とした。虐待事例で加害者が明らかであった 808 事例のうち年齢が 4~18 歳の事例は 760 例であった。全 120 項目中、全問回答が 602 事例 (79.2%)、欠損が 12 項目 (すなわち質問項目の 10%) 以下だったのは全体の 96.3%であった。欠損値が 84 項目以上であった 14 事例 (1.8%) を除く 98.2%が欠損 40 項目以下に収まっており、これらを分析の対象とした (746 事例)。CBCL は 120 項目の質問について、「あてはまらない」=0 点・「ややまたはときどきあてはまる」=1 点・「よくあてはまる」=2 点の 3 件法で回答し、「ひきこもり」「身体的訴え」「不安・抑うつ」「社会性の問題」「思考の問題」「注意の問題」「非行的行動」「攻撃的行動」の下位尺度に合計するが、欠損値が存在する場合はこれら下位尺度ごとに回答した点数のみで平均点を算出し、それを欠損値に代入した (たとえば 9 項目中、2 項目に欠損があれば、回答のあった 6 項目の合計点 $\div 6$ を欠損値に代入した)。さらに欠損値に代入したものをを用いて T 得点を算出した。

① CBCL の T 得点 表 3-1-(5)-a

各下位尺度と総得点の中央値・範囲を示す。身体的訴え、思考の問題については正常域に偏った分布が見られた。臨床域群に分類されるケースは、内向尺度では 23.7%、外向尺度では 36.7%、総得点では 34.7%であった。

② 精神状態・問題行動と背景要因との関係 表 3-1-(5)-b

精神状態・問題行動と背景要因との関係を調べるため、CBCL 総得点に関して単変量で評価した。クロス集計表を用いた χ^2 検定では、「身体的虐待」「発達障害あり」「主訴が「非行」」「児童相談所での扱い歴あり」が臨床群に有意に多く、「年齢 1~6 歳」の例に有意に少なかった。

③ CBCL 得点と背景要因との関係 表 3-1-(5)-c

CBCL 得点が臨床域群に属するかを目的変数、背景要因を予測因子として強制投入法による多変量ロジスティック回帰分析を施行した。総得点・外向尺度得点・内向尺度得

点の3つのモデルを検討した。変数の選択において、年齢・性別・社会経済的背景要因（家庭の経済状況・両親の就業・学歴）のほか、ACE scoreに含まれる要因を取り入れた。また、単変量解析を参考に発達障害の有無・主訴「非行」・児童相談所での扱い歴・同胞の虐待も変数として組み入れた。主訴「虐待」は多重共線性を考慮し投入しなかった。variance inflation factors を評価したが、すべての変数で0.9~4.5の範囲であり、重大な多重共線性は否定的であった。交互作用については、性別・年齢・虐待の内容・主訴「非行」・扱い歴・同胞の虐待の全ての交互作用項を投入したモデルから有意ではない項を除外した。総得点・外向尺度得点を目的変数としたモデルでは交互作用項が全て除外された。内向尺度得点を目的変数としたモデルに関しては、“身体的虐待あり”と“心理的虐待あり”との交互作用項が有意であり残留した。

総得点では、“発達障害あり”“主訴「非行」”“扱い歴あり”が有意であり、臨床域であることに関連していた。外向尺度得点は、総得点と同様に“発達障害あり”“主訴「非行」”“扱い歴あり”が有意であり、加えて“離婚歴あり”、“身体的虐待あり”も有意に臨床域であることに関連していた。内向尺度得点は、“年齢”、交互作用項（“身体的虐待あり”との“心理的虐待あり”）が有意でありOR>1、“身体的虐待”も有意でOR<1であった。

なお、ACE score を連続変数あるいはダミー変数変換にて投入し、ロジスティック解析を施行したが、臨床域群の有無について有意な関連を見出すことができなかった。

2. 考察

今回の調査は1か月間に扱ったケースのうち、3日以上保護を要した例のみという制限があったが、年齢分布・主訴の内容からは、政府による1年間の調査報告の母集団と大きな違いは見いだせなかった。

一時保護対象の4分の3が虐待存在例であった。今回は、虐待の有無に焦点を当てて分析を行った。過去の文献でも児童虐待の重複被害は報告が多い⁴が、今回の調査でもその7割以上が重複被害を有していた。虐待例の97%は加害者が特定されており、女性養育者が7割（実母69.6%）、男性加害者が4割（実父33.7%）で、家族2名以上が関わったケースは4分の1であった。厚生労働省による児童相談所虐待相談件数や死亡事例の調査では加害者の約60%が実母、約25%が実父としており実母・実父ともに本調査のほうが多い傾向にあった。

家族背景をみると、保護された集団1081例の7割に離婚歴があり、半数が片親世帯で、7割以上が女性養育者と同居していたが、男性養育者不在が半数であった。虐待の有無で家族構成に有意な差異を見いだせなかったが、今回の一時保護対象の半数は男性養育者が子育てに関わっていないため、虐待にも関与する頻度が女性養育者と比べ相対的に低かった可能性がある。また、虐待の有無で家庭の経済状況・養育者の学歴（不明が多い）に有意差がなかったが、虐待例は女性養育者が有職の頻度が高かった。今回の調査対象では経済状況と関係なく、片親世帯で就業を要する場合に虐待の発生しやすい環境が生まれる可能性もあり検討を要する。

虐待の種類による違いに注目すると、性的虐待は全体の5%以下であったが、女兒に

多く、年齢が高く、加害者は男性で、過去の扱い歴が少ない傾向にあった。

養育者のリスク要因に注目すると、女性養育者にアルコール使用障害があると虐待が高頻度であった。文献的には、有害なアルコール使用は身体的認知機能を低下させ、自己制御が低下することでより暴力的な行動をとりやすいことや、責任感の低下、子どもに費やす時間・費用を減らすなどからネグレクトを生じやすいとされている⁵。

また、家庭に児童虐待以外の暴力がある場合にも虐待の頻度が高かった。この調査の質問項目では、養育者のどちらが加害・被害を受けていたか、あるいは養育者以外への暴力であったのか、詳細は質問していない。したがって、パートナー間の暴力 (intimate partner violence; IPV) ではないものも含まれている可能性がある。一般的に、IPV の定義は観察者によって多様であり^{6,7}、加害・被害の定義自体も第 3 者の観察では測定が困難な場合がある (被害者側からの反撃としての暴力行為も同じ重みづけで測定してしまう、など)。しかし文献では、男女ともに IPV 被害を受ける可能性があるものの、深刻度は女性側に高く⁸、女性の養育機能を低下させることが知られている⁹。今回の調査では“DV あり”例では、男性養育者が児童虐待の加害者である頻度が有意に高く、女性養育者である頻度が有意に低かった (結果未提示)。DV 体験による女性養育者の機能低下や児童虐待との関連は示されなかった。また、家庭内暴力の目撃は子どもへの心理的虐待とも定義されており、“DV あり”例では心理的虐待として数えられたため虐待との合併例数が多かった可能性は否定できない。

さらに、きょうだいへの虐待あり・扱い歴あり・保護期間が長いなどの特徴も認め、ケースワークの困難さがうかがえた。

虐待例から全体に視点を移し、ACE study² を参考に背景要因の重複を ACE score を用いて評価した。この研究は米国における 1998 年の Felitti らの 9508 例の成人を対象とした調査で、ACE が一つもない例が 49.5%、4 つ以上が 6.2% であり、ACE score 0 点の群に対する 4 点以上の群の調整 OR はアルコール・ドラッグ使用障害・うつ・自殺企図が 3.12、喫煙・健康管理の問題・性行動の問題が 2~4 であった。英国にも同様の調査があり、2014 年の Bellis らの報告によれば¹⁰ 成人 3885 例中で ACE が一つもない例は 53%、4 つ以上は 8.3% で ACE score 0 点の群に対する 4 点以上の群の調整 OR は喫煙 3.29・暴力加害 7.71・十代の計画外妊娠 5.86 であり、飲酒・食生活不良・薬物使用障害に寄与したと報告している。今回の調査対象は離婚歴のある例が多く虐待の重複被害例が半数を占めるために点数は高くなる傾向にはあるが、ACE score 4 点以上が 35.3% であり他国の文献よりかなり多い。ACE として数えられた項目の違い (前者は本研究の項目から離婚歴とネグレクトを除いた 7 項目、後者がネグレクトを除き物質使用障害をアルコールとドラッグに分けた 9 項目)、成人後に本人に尋ねた後方的情報という違いはあるものの、今回の調査では前述の報告の 4 倍以上であり、一般母集団と一時保護児童との大きな差異が示唆された。海外の報告を当てはめれば、青年期の健康・社会行動的なリスクが極めて高い集団と考えられる。一時保護を要する子どもはより過酷な体験をしていることが明らかとなったと考えられる。本邦では大規模な調査がされおらず、その影響を論ずるには、小児期から成人にかけての縦断的調査や成人を対象

とした後方視的調査が必要であるが、その結果を待つまでもなく、将来の有害事象を防ぐため子どもの時期からの手厚いサポートが望まれる。

CBCL は年齢にもとづいて標準化された尺度であるが、日本語版については、16～18歳は標準化されていないため慎重な評価が必要であるとされている。本調査では、16～18歳は8.2%であり外れ値も見出さなかったため、大きな影響はないという前提で解析した。虐待被害が明らかだった例について CBCL 得点を評価したところ、3割以上が境界域～臨床域であり、一時保護を要する子どもには、臨床的介入を要する子どもが多くいることが明らかとなった。井澗ら（2001）の15歳までの調査では³、総得点は低年齢において高く身体的訴えは高年齢に高いと報告し、坪井ら（2005）の施設入所中の3-18歳の142名の調査では¹¹、身体的訴え・社会性の問題の下位尺度において性別・年齢で有意差をみとめ、虐待のある例は外向・総得点が高いと報告している。本調査では、CBCL 得点臨床域と関連があった項目は、総得点では発達障害・非行・扱い歴ありが、外向尺度ではそれに加えて離婚歴あり・身体的虐待が、内向尺度は年齢・身体的虐待と心理的虐待の交互作用とに関連があり、身体的虐待では OR が低くなった。CBCL の外向尺度は発達障害や非行を反映したものであり点数に影響したものと思われるが、これら2つの変数を調整しても身体的虐待・扱い歴は外向尺度に影響していた。扱い歴と外向尺度との関連は、児童相談所が繰り返し関わらねばならなかった環境要因が外向尺度に悪影響を及ぼしているのか、過去の措置体験が子どもに強い影響を及ぼしたのか、因果は明らかでない。内向尺度と年齢は有意に関連し、10歳ごとでは OR 2.16 になった。前述の本邦の研究でも年齢による差異を認めるところであるが、年齢に関連した他の要因も検討が必要と思われる。養育者の物質使用障害と CBCL との関連は過去に報告がある^{5,12}。虐待との関連であるが、身体的虐待と心理的虐待の交互作用を調整すると身体的虐待は内向的尺度を非臨床域へと作用した。心理的虐待が加わることにより臨床域へと作用していた。

結果には提示していないが、CBCL と ACE score との有意な関連は単変量解析・多変量解析ともに見出すことができなかった。一時保護を要する子どもは ACE score が高く、CBCL も境界域～臨床域である割合が多いために差異を見出すことが難しかったのかもしれない。また、ACE study は幼少時の体験が成人の事象に関連するという研究であり、本調査で同等に論じることができない。幼少時の被暴力体験の影響は短期間では顕在化せず¹³、年月を経て臨床症状として顕在化するという報告もあり¹⁴、今回の横断的な調査では明らかにできなかった可能性がある。今後、縦断的調査にてリスク要因とアウトカムの関連が明らかになるかもしれない。

今回のまとめでは、一時保護される子どもたちには、虐待被害が重複するとともに養育環境における有害な体験も一般人口に比べて多く重複することが明らかとなった。こういったハイリスクの子どもたちのアウトカムを明らかにするためには縦断的研究が必要と考えられた。また、海外の先行研究にもとづけば、将来にも健康・社会・行動上の問題が予想され適切な介入が望まれる。

参考文献

1. 平成 25 年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>）
2. Felitti VJ, Anda RF, Nordenberg D, et al. Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults. The adverse childhood experiences (ACE) study. *Am J Prev Med* 1998;14:245--58.
3. 井澗 知美,上林 靖子,中田 洋二郎、Child Behavior Checklist/3-18日本語版の開発、小児の精神と神経 41(4), 242-252, 2001-09
4. McGee, R. A., Wolfe, D. A., Yuen, S. A., Wilson, S. K. & Carnochan, J. The measurement of maltreatment: a comparison of approaches. *Child Abuse Negl* 19, 233–49 (1995).
5. Ammerman et.al., *Child Abuse Negl.* 1999 Dec;23(12):1225-38. Child abuse potential in parents with histories of substance use disorder.
6. Holden GW: Children exposed to domestic violence and child abuse: terminology and taxonomy. *Clin Child Fam Psych* 2003; 6:151-160
7. Shepard M, Campbell JA: The Abusive Behavior Inventory: a measure of physical and psychological and physical abuse. *J Interpers Violence* 1992; 7:291-305.
8. National Intimate Partner and Sexual Violence Survey 2010
http://www.cdc.gov/violenceprevention/pdf/nisvs_report2010-a.pdf
9. McCloskey LA, Aurelio JF, Koss MP: The effects of systemic family violence on children's mental health. *Child Dev* 1995; 66:1239-1261.
10. Bellis, M. et al. Adverse childhood experiences and associations with health-harming behaviours in young adults: surveys in eight eastern European countries. *Bulletin of the World Health Organization* 92, 641–655
11. 坪井裕子、Child Behavior Checklist/3-18(CBCL)による被虐待児の行動と情緒の特徴、*教育心理学研究* 2005、53、110-121
12. Christensen, H. B. & Bilenberg, N. Behavioural and emotional problems in children of alcoholic mothers and fathers. *Eur Child Adolesc Psychiatry* 9, 219–26 (2000).

- 13 . Keenan, H., Cook, L., Thomas, A. & Campbell, K. Resolution of Intimate Partner Violence and Child Behavior Problems After Investigation for Suspected Child Maltreatment. *JAMA Pediatrics* 167,236–242
- 14 . Holmes, M. The sleeper effect of intimate partner violence exposure: long-term consequences on young children’s aggressive behavior. 54, (2013).

4. 全体的考察

1. 一時保護される子どもの概況

児童相談所が一時保護するのは、要保護性が高いと判断した相談対応中の子どものうち、特に子どもを養育者の許に置くこと、あるいは地域内で親族その他の養育環境の許に置くことが、子どもの安全と最善の利益の保障において不適切であると判断した場合である。従って、様々な相談事例の中では特に子ども自身が深刻で危険な状態にあるか、劣悪な環境に子どもが置かれていると疑われる事例である。多くの場合、その子どもの保護は緊急性が高く、かつ保護した子どもには綿密で手厚いケアが要請される。

本調査研究では平成 26 年度の全国児童相談所 177 ヶ所の回答(回収率 85.5%)による各自治体の社会的養護、児童相談所、児童相談所一時保護所の実態、及び平成 25 年 8 月中に 3 日以上の一時保護が必要であった児童 1081 名の特性についてのコホート調査による実態を検討した。

平成 26 年度の児童相談所への調査では社会的養護、児童相談所の相談、一時保護ともに虐待・不適切養育を伴う相談事例の増加が一貫して認められ、一時保護される子どもについては、主訴が虐待相談でなく、非行やその他の相談であっても、その養育環境においては被虐待の要素を持つ子どもの多さが目立ち、一時保護される子どもの中核的な支援課題は被虐待問題であることが明かとなった。また性的虐待を除き、一時保護される子どもの約 6 割は以前から児童相談所に相談歴があり、長期に何らかの養育上の問題が認められてきた事例であった。各事例の課題特性につき、諸外国での研究を含む児童期逆境の体験 (ACE) の指標 (成人期の不適応・不健康、平均余命の短さに反映する幼少期の不適切な体験指標)、子どものもつ問題・課題の評価尺度である CBCL 得点 (現在の臨床的支援ニーズを評定する状態評価) について検討したところ、それぞれに、およそ 3 割を超える事例で臨床的にハイリスク状態であることが認められた。

また一時保護後の家庭復帰については、養育者の態度、子どもの生活環境、長期にわたる養育上の経過等に何らかの問題性がある場合、家庭復帰が難しくなることが確認された。

これらの結果から児童相談所に一時保護される子どもの多くが高度に深刻な要援助状態にある子どもであることは明らかである。しかるに全国の児童相談所の相談実態や一時保護所の体制・対応実態には相当の違いがあり、また各地の実態とそれに対する設置・対応基準が示されていない状況があり、今後早急に組織的な対応体制の整備と一時保護サービスを通ずる個々の子どもの要支援ニーズについての縦断的な研究による検討が必要であると言える。

2. 虐待を受けた子どもへのケア

一時保護児童の約 7 割に虐待が存在した。虐待相談件数増加に伴う保護事例が多い可能性もあるが、虐待以外の主訴であっても半数に虐待が指摘されている。介入のきっかけが何であれ、子どもに重大な影響をもつ虐待・不適切な養育には、高い感度で対応していることを表しているのであろう。

虐待加害に女性養育者が約 7 割、男性養育者が約 4 割関わっており、保護後の家庭復帰は容易ではないと思われる。児童相談所は家庭への処遇にあたっては、子どもの特性・家庭背景・加害者の条件などを考慮し判断していた。しかし、被虐待児の家庭への再統合に関して、現時点では全国で等質な評価指標はない。今後は、虐待の重症度・慢性度・特殊性といった深刻さの程度や、子どもの機能特性・養育者の機能特性、環境要因などを考慮した包括的なリスク評価指標を構築することで、より安全・効率的で緊急度・ニーズに応じた対応が可能になるとと思われる。そのためには、虐待事例の詳細と子ども・養育者の機能尺度・環境要因と予後を測定した縦断的な研究が望まれる。

保護児童の精神症状・問題行動は一般人口より多く、CBCL 境界域～臨床域の例は 3 割以上であり、保護児童の多くに対し適切な心理的介入を要することが明らかとなった。保護期間中の特殊な環境における介入が子どもにとってどの程度有効に作用するか明らかでなく、保護後も継続的に臨床的介入が可能な体制が必要である。

ACE score による評価では、過酷な養育環境の事例が 3 割を超えた。今回の解析では、この有害な体験の重なりが、どのように子どもの症状や困難に関連しているかが明らかにできておらず、今後は子どもの縦断的コホート研究や、成人に対する後方視的研究が望まれる。海外の報告をもとにすれば、一時保護を要する子どもたちは成人期の有害事象のハイリスク群であり、これらの養育環境要因にどのように介入しリスクを減らしてゆくかが課題となる。特に虐待事例では、離婚歴あり・女性養育者のアルコール使用障害あり・児童虐待以外の家庭内暴力（DV）あり、女性養育者の就労が多い。こういった養育者の問題に介入することが虐待を減らし、子どもの有害な体験の総数を減らすことにつながり、子どもの将来の（成人期の）疾病や行動上の問題を減らすことに有効であろうと期待される。これまでも虐待被害を減らすために養育者への支援が必要であること周知されており、そのような体制作りが進められてきたが、養育者の社会・経済、依存症、DV 被害者への支援は、いずれも児童相談所に対応する範囲を超えた問題である。つまり虐待対応には福祉分野である児童相談所に一極集中するさせるような今の政策システムは適切ではなく、これら問題には司法（裁判所）対応が必須であり、わが国以外の先進国では司法による対応をおこなっている。わが国の虐待防止対策が進まないのは、司法対応がすべき領域を福祉領域である児童相談所が行うという矛盾に集約する。さらに他国では子どもを長期的なモニタリングをする体制もできている。一時保護をはじめとした社会的介入の目的が、健全で安定した養育環境を子どもに提供する

ことにあるのであれば、支援の輪を子どもの領域で切ってしまうことなく、成人を対象とする他部門とも有機的に連携しながら養育者の環境をも調整し、子どもの有害な体験を減らせるような協働的な体制づくりが望まれる。

3. よりよい一時保護所のために

児童相談所一時保護所は、さまざまな主訴、多くの課題やトラウマを抱えた子どもたちが入所する施設である。そのような子どもたちを温かくケアすると同時に、日々職権保護など緊急の保護ニーズにも対応している状態である。

本研究から、絶対的な職員数の不足、それは一時保護所だけでなく児童相談所の相談部門（児童福祉司）の職員配置も少ないために、子どもへのより良い対応が十分に行なえていない可能性が示唆された。さらに、一時保護所の予算が少なく、子どもに新品の衣料品や教材、物品等を購入する余裕がなく、職員が苦心して（たとえば寄付を募るなど）いる様子がかげえられた。これらは子どもの福祉という点では好ましくない状態である。

現場で苦悩する職員のその原因は、ほとんどがお金（人員も人件費である）で解決する珍しい分野である。日本の子ども虐待の社会的コストへの直接投入費用はわずか 0.1 兆円（Wada&Igarashi,2014）で、この分野への投資が極端に少ない。例えば、日本の一時保護所に該当する英国の施設の運営費用を日本のそれと比較すると、英国の子ども一人当たりの経費は年額 3000 万円（1 ポンド=150 円）である。わが国の一時保護所の同様の計算では、ヒアリング調査に協力していただいた自治体の予算書を見ると、もっとも手厚いところでも 1/10 以下である。予算の面からも、わが国の児童福祉にかかる金銭投入額は諸外国に比べて圧倒的に少ない。

これは現場の実情を改善するための施策が不十分であったり、施策の立案のための根拠の集積が不十分であることなどに原因がある。よりよい一時保護所のためには、現場職員と連携し、地域差などを考慮した科学的なデータ分析に基づく研究が持続的に行われることが必須であると思われる。

4. 一時保護所の今後のあり方について

今後の一時保護所あり方について、よりよい子どもへの対応のための政策目標を掲げる。

(1) 短期的目標

(大規模な予算が発生しないため、すぐ導入を検討すべき事項)

- 労基法を順守し、宿直を廃止し夜勤にすること。
- すべての一時保護所職員が研修に参加できるようにすること。また一時保護所に特化した職員研修計画を建てること
- 有給取得日数が同自治体の平均取得日数の 80%以上取得できるように人事管理上配慮すること。
- 一時保護所入・退所時に子どもの心理的状态について標準化された尺度で測定する体制を整備すること。

(2) 中期的目標

(3年後をめどに検討すべき事項)

- 人権保障、ヘルスケアの観点から指導されるようなことが起こらないよう、十分な子どもへの予算を取ること。入所児童1人当たり月額3万円は確保すること（食材費・学習指導員などの人件費除く）
- 児童相談所（児童福祉司・児童心理司）と一時保護所職員がリアルタイムに情報共有できるシステムの導入
- 入院設備がある医療機関との連携
- 一時保護所への医師の配置（常勤）

(3) 長期的目標

- 一時保護所の建て替えや改築整備、対応システムの検討については全国の一時保護所の実態、建築・設計図を含む設置・運営上の経験知などの情報を一元管理・参照可能とし、WHOなどの基準を参考にした、よりよい一時保護所の整備配置を行うこと。
- 一児童相談所一保護所の体制を構築すること。
- 地域の実情に合わせ、個室（個別）対応または、混合処遇でも個別棟があるような十分な一時保護所の定員、箇所数、職員を確保すること。

5. 職員のスキル向上のために

(1) 職員の研修の充実

- 現在、児童相談所一時保護所の職員研修については、国立武蔵野学院等で行うなど非常に少ない。虐待をはじめ子どもの福祉向上に一時保護所が果たすべき役割

は極めて大きく、その重要度を増しているところから、研修を拡充すべきである。

- 充実した研修のためにも、そのニーズを把握する体制を整備すること。
- (2) 予算・人員増の根拠資料のサポート
- 保護所での対応が適切であったかを含め、子どもの様子を長期的に縦断的に観察する必要があり、そうした研究体制の整備も必要である。
 - 縦断的な状態把握には、定期的に、子どもの状態を標準化された尺度で測定する必要がある。全国の児童相談所での子どもの状態像把握のあり方を統一的に検討する必要がある。
 - 終結ケースの縦断的な情報把握については現行法下では難しいため、個人情報保護に十分配慮した上で、そうした情報把握が可能となる法制度等のシステムの改善を検討する必要がある。
 - 本研究の結果、入所児童の実態をはじめ職員体制など、すべての面において大きな地域差があると考えられるため、今後は各地域（児相）での実践の評価や調査研究のサポートを研究者が行い、それらを広く世に問うことにより（モデル事例）、他の自治体を取り入れることや対応体制の標準化が進むことにより、子どもの福祉がさらに向上されるべきである。
 - 上記実施のためには、今後はこのような全国調査には地域差を考慮した研究デザイン（マルチレベル分析等）、質的・量的研究を統合した混合研究法を検討する段階となっている。他国では既に子どもの福祉向上については、公衆衛生・疫学をはじめとする保健医療の役割が大きくなってきており、情報収集や統計分析の手法を含め、大規模な研究体制が敷かれてきている。わが国においても、そのような研究体制の構築が必要と考えられる。

5. おわりに

本報告書については、年度内の作成ということもあり、調査提出が遅延した自治体の結果は反映されていない。今後はそれら結果も反映し、本研究結果については査読付きの論文雑誌に投稿し、厳しい審査を受けることにより、各自治体の施策根拠資料となるような論文を作成する予定である。

6. 研究班

1. 報告書執筆者

- 3章以外 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 和田一郎、山本恒雄
3章 筑波大学大学院人間総合科学研究科 大橋洋綱

2. 研究メンバー

所属	職名	氏名
日本子ども家庭総合研究所	子ども家庭福祉研究部	和田 一郎
日本子ども家庭総合研究所	子ども家庭福祉研究部 部長	山本 恒雄
神奈川県中央児童相談所	虐待対策支援課	大久保 牧子
新島学園短期大学	専任講師	鈴木 勲
埼玉県南児童相談所	保護担当部長	茂木 健司
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	児童福祉専門官	川松 亮
筑波大学医学医療系	准教授	森田 展彰
筑波大学医学医療系	小児科医	大橋 洋綱
筑波大学医学医療系	小児科医	山口 玲子
国立保健医療科学院	研究員	阪東 美智子
有限会社建築工房匠屋	一級建築士	大崎 元

7. (巻末資料) 図表

1. 表 1-3-(3)-1 説明変数・調整変数一覧

説明変数
Q 4. 今回の一時保護の受付理由_その他
Q 5. 在学状況等
Q 6. 現在の子どもの登校状況
Q 18. 健診の受診状況 (3または4ヵ月健診)
Q 21. 母子手帳の交付状況
Q 23. 受給しているサービス_生活保護世帯 (再掲)
Q 23. 受給しているサービス_児童扶養手当
Q 23. 受給しているサービス_就学支援 (就学援助)
Q 24-②. 親権者のどちらか一方でも正規職員である
Q 24-③. 親権者のどちらか一方でも犯罪歴がある
Q 24-④. 親権者のどちらか一方でも精神疾患がある
Q 24-⑦. 親権者のどちらか一方でもDV加害、被害経験がある
Q 25-④. 家族の誰からも愛されていない、自分は特別で大切だと思われていないと感じたことはよくありましたか
Q 25-⑥. 両親が別居または離婚したことはありますか
Q 26. 一時保護時点で児童に身体的、精神的な問題
Q 33. 行動上の問題_職員への暴力
Q 33. 行動上の問題_他の児童への暴力
Q 33. 行動上の問題_退行 (赤ちゃんがえり)
Q 33. 行動上の問題_フラッシュバック
Q 33. 行動上の問題_挑発的言動
Q 33. 行動上の問題_年齢不相应な性的言動や行動化
Q 37. 過去の社会的養護の措置歴
Q 39. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無
Q 41. 虐待者の続柄等
Q 43. 虐待者の虐待についての考え方
Q 45. 虐待者の行動・言動_虐待をした者は、全員児童相談所の援助に協力している
Q 45. 虐待者の行動・言動_児童相談所に攻撃的な言動がある
Q 46. 虐待による被虐待児の身体状況_骨折
Q 46. 虐待による被虐待児の身体状況_栄養不良
Q 46. 虐待による被虐待児の身体状況_言語発達の遅れ
調整変数
Q 15. 過去に測定した検査_その他 (津守・稲毛式等)
Q 16. 療育手帳の有無
Q 22. 世帯の状況

2. 表 2-1-(1) 自治体における各施設ごとの実績について

児童養護施設

	度数	平均値	標準偏差
児童養護施設（全数）の概要：24年実績			
施設数	47	10.30	10.035
定員数	47	498.11	525.987
入所児童数	47	82.49	92.559
退所児童数	46	86.76	97.005
入所者数	45	427.93	449.431
平均入所率（％）	39	83.728	14.8640
平均入所期間（日）	20	540.76	647.562
児童養護施設（全数）の概要：25年実績			
施設数	46	10.61	9.765
定員数	46	504.96	532.092
入所児童数	46	84.30	95.424
退所児童数	46	92.70	99.824
入所者数	45	416.20	441.983
平均入所率（％）	38	82.787	14.9822
平均入所期間（日）	20	540.71	646.741
児童養護施設の主訴別入所者数：24年実績			
養護：虐待（身体的）	36	21.78	39.577
養護：虐待（心理的）	35	8.14	12.572
養護：虐待（ネグレクト）	35	31.00	52.951
養護：虐待（性的）	30	2.10	4.498
養護：その他	40	52.93	115.563
障害	26	0.23	0.514
非行	31	2.29	3.154
育成	29	3.55	4.634
その他	28	9.11	32.941
児童養護施設の主訴別入所者数：25年実績			
養護：虐待（身体的）	36	23.28	39.476
養護：虐待（心理的）	36	8.86	14.509
養護：虐待（ネグレクト）	36	29.25	53.365
養護：虐待（性的）	29	2.52	4.364
養護：その他	40	51.82	112.950
障害	24	0.25	0.608
非行	28	2.46	3.480
育成	31	3.39	5.590
その他	28	10.04	36.019

乳児院（表 2-1-(1) 続き）

	度数	平均値	標準偏差
乳児院（全数）の概要：24年実績			
施設数	44	2.32	1.709
定員数	44	61.55	79.197
入所児童数	44	37.27	55.982
退所児童数	44	35.11	55.395
入所者数	43	48.02	70.890
平均入所率（％）	37	71.568	19.7381
平均入所期間（日）	18	258.59	179.608
乳児院（全数）の概要：25年実績			
施設数	44	2.34	1.738
定員数	44	61.14	79.325
入所児童数	44	34.91	53.904
退所児童数	44	33.05	54.404
入所者数	43	48.65	70.418
平均入所率（％）	37	75.781	19.8381
平均入所期間（日）	18	262.05	202.240
乳児院の主訴別入所者数：24年実績			
養護：虐待（身体的）	30	5.33	9.452
養護：虐待（心理的）	29	1.52	3.280
養護：虐待（ネグレクト）	34	8.82	14.733
養護：虐待（性的）	24	0.54	2.654
養護：その他	38	28.79	46.673
障害	23	0.09	0.288
非行	22	0.00	0.000
育成	22	0.14	0.640
その他	24	1.63	3.943
乳児院の主訴別入所者数：25年実績			
養護：虐待（身体的）	31	4.52	8.152
養護：虐待（心理的）	28	1.18	2.195
養護：虐待（ネグレクト）	33	8.64	14.017
養護：虐待（性的）	24	0.33	1.633
養護：その他	38	27.42	47.010
障害	23	0.17	0.491
非行	22	0.00	0.000
育成	22	0.09	0.426
その他	25	0.88	2.991

児童自立支援施設（表 2-1-(1) 続き）

	度数	平均値	標準偏差
児童自立支援施設（全数）の概要：24年実績			
施設数	42	1.19	0.969
定員数	40	48.80	59.940
入所児童数	40	16.90	17.991
退所児童数	40	16.85	18.899
入所者数	39	21.13	28.175
平均入所率（％）	34	49.891	24.3100
平均入所期間（日）	17	235.64	93.270
児童自立支援施設（全数）の概要：25年実績			
施設数	42	1.19	0.969
定員数	40	48.25	60.058
入所児童数	40	18.08	22.381
退所児童数	40	16.13	16.327
入所者数	39	22.56	33.983
平均入所率（％）	34	57.424	40.9280
平均入所期間（日）	17	247.05	108.073
児童自立支援施設の主訴別入所者数：24年実績			
養護：虐待（身体的）	27	1.78	2.621
養護：虐待（心理的）	25	0.44	0.870
養護：虐待（ネグレクト）	24	0.83	1.274
養護：虐待（性的）	22	0.27	0.703
養護：その他	30	2.03	3.232
障害	21	0.48	2.182
非行	35	11.46	12.025
育成	28	2.07	4.109
その他	23	1.78	6.855
児童自立支援施設の主訴別入所者数：25年実績			
養護：虐待（身体的）	26	1.96	3.364
養護：虐待（心理的）	23	0.61	1.076
養護：虐待（ネグレクト）	28	1.18	2.229
養護：虐待（性的）	22	0.27	0.883
養護：その他	29	2.41	4.322
障害	21	0.05	0.218
非行	35	12.34	15.463
育成	26	2.00	4.382
その他	24	2.04	7.509

情緒障害児短期治療施設 (表 2-1-(1) 続き)

	度数	平均値	標準偏差
情緒障害児短期治療施設 (全数) の概要 : 24年実績			
施設数	37	0.76	0.597
定員数	34	28.44	27.774
入所児童数	34	8.09	9.728
退所児童数	33	7.58	7.624
入所者数	32	21.66	21.178
平均入所率 (%)	28	75.786	23.0667
平均入所期間 (日)	12	254.37	225.233
情緒障害児短期治療施設 (全数) の概要 : 25年実績			
施設数	37	0.76	0.597
定員数	34	28.47	27.782
入所児童数	34	7.74	7.288
退所児童数	33	8.39	7.340
入所者数	32	21.38	21.679
平均入所率 (%)	28	71.771	23.5846
平均入所期間 (日)	12	277.44	238.574
情緒障害児短期治療施設の主訴別入所者数 : 24年実績			
養護 : 虐待 (身体的)	20	2.20	3.318
養護 : 虐待 (心理的)	19	0.74	1.147
養護 : 虐待 (ネグレクト)	19	1.74	2.182
養護 : 虐待 (性的)	16	0.37	0.806
養護 : その他	20	2.20	3.302
障害	16	0.13	0.342
非行	18	0.67	0.970
育成	23	3.30	5.996
その他	16	0.06	0.250
情緒障害児短期治療施設の主訴別入所者数 : 25年実績			
養護 : 虐待 (身体的)	20	2.45	2.800
養護 : 虐待 (心理的)	17	0.88	1.409
養護 : 虐待 (ネグレクト)	20	1.15	1.981
養護 : 虐待 (性的)	17	0.82	1.425
養護 : その他	18	2.28	3.643
障害	16	0.13	0.342
非行	19	0.74	1.046
育成	20	2.90	3.597
その他	18	0.56	1.653

専門里親 (表 2-1-(1) 続き)

	度数	平均値	標準偏差
専門里親(全数)の概要：24年実績			
施設数	44	10.02	8.182
定員数	42	8.64	6.266
入所児童数	41	1.34	1.970
退所児童数	40	0.63	1.409
入所者数	41	2.85	3.095
平均入所率(%)	29	17.90	23.918
平均入所期間(日)	17	270.88	406.132
専門里親(全数)の概要：25年実績			
施設数	44	10.64	8.121
定員数	42	9.24	6.374
入所児童数	42	1.57	2.286
退所児童数	39	0.64	1.308
入所者数	41	3.15	2.971
平均入所率(%)	29	17.300	22.4635
平均入所期間(日)	19	271.12	424.470
専門里親の主訴別入所者数：24年実績			
養護：虐待(身体的)	23	0.26	0.541
養護：虐待(心理的)	20	0.00	0.000
養護：虐待(ネグレクト)	23	0.43	0.590
養護：虐待(性的)	20	0.05	0.224
養護：その他	23	0.48	1.201
障害	21	0.14	0.478
非行	20	0.05	0.224
育成	21	0.14	0.359
その他	20	0.00	0.000
専門里親の主訴別入所者数：25年実績			
養護：虐待(身体的)	23	0.22	0.518
養護：虐待(心理的)	21	0.10	0.301
養護：虐待(ネグレクト)	23	0.39	0.783
養護：虐待(性的)	22	0.05	0.213
養護：その他	24	0.75	1.073
障害	21	0.00	0.000
非行	25	0.28	0.542
育成	22	0.09	0.294
その他	22	0.05	0.213

養子縁組（再掲）里親（表 2-1-(1) 続き）

	度数	平均値	標準偏差
養子縁組（再掲）里親（全数）の概要：2			
4年実績			
施設数	43	55.14	80.700
定員数	44	36.00	52.332
入所児童数	46	3.11	3.843
養子縁組（再掲）里親（全数）の概要：2			
5年実績			
施設数	43	59.21	79.588
定員数	44	39.43	54.117
入所児童数	46	3.30	4.555
養子縁組（再掲）里親の主訴別入所者数：			
24年実績			
養護：虐待（身体的）	21	0.05	0.218
養護：虐待（心理的）	21	0.00	0.000
養護：虐待（ネグレクト）	25	0.36	0.638
養護：虐待（性的）	21	0.00	0.000
養護：その他	31	2.65	2.653
障害	21	0.00	0.000
非行	21	0.00	0.000
育成	21	0.00	0.000
その他	23	1.09	3.965
養子縁組（再掲）里親の主訴別入所者数：			
25年実績			
養護：虐待（身体的）	21	0.00	0.000
養護：虐待（心理的）	22	0.05	0.213
養護：虐待（ネグレクト）	22	0.36	0.727
養護：虐待（性的）	21	0.00	0.000
養護：その他	33	2.82	3.117
障害	21	0.00	0.000
非行	21	0.00	0.000
育成	21	0.00	0.000
その他	22	1.05	4.685

3. 表 2-2-(1)-a 児相について Q1. 管轄している区域

	度数	平均値	標準偏差
①人口計	177	626531	509638
②18歳未満人口	177	100858	86962
③管轄自治体数	176	8.6	6.7

4. 表 2-2-(1)-b Q2. 児相のランク

項目	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
A級	12	6.8	7.4	7.4
B級	42	23.7	25.9	33.3
C級(A・B以外)	108	61.0	66.7	100.0
合計	162	91.5	100.0	
欠損値	15	8.5		
合計	177	100.0		

5. 表 2-2-(2) 児童相談所の運営について

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセン ト
Q3. ①弁護士が週1日以上業務をしている	はい	4	2.3	2.3	2.3
	いいえ	173	97.7	97.7	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ②警察官(OB含む)が週1日以上業務をしている	はい	78	44.1	44.1	44.1
	いいえ	99	55.9	55.9	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ③保健師が週1日以上業務をしている	はい	74	41.8	41.8	41.8
	いいえ	103	58.2	58.2	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ④精神科医が週1回以上業務をしている	はい	52	29.4	29.4	29.4
	いいえ	125	70.6	70.6	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ⑤精神科医が常勤でいる	はい	16	9.0	9.1	9.1
	いいえ	160	90.4	90.9	100.0
	合計	176	99.4	100.0	
	欠損値	1	0.6		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑥独自の虐待対応マニュアルがある	はい	79	44.6	44.6	44.6
	いいえ	98	55.4	55.4	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ⑦独自の性的虐待対応マニュアルがある	はい	31	17.5	17.5	17.5
	いいえ	146	82.5	82.5	100.0
	合計	177	100.0	100.0	
Q3. ⑧独自の一時保護所運営マニュアル(児童対応も含む)がある	はい	80	45.2	47.3	47.3
	いいえ	89	50.3	52.7	100.0
	合計	169	95.5	100.0	
	欠損値	8	4.5		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑨独自の法対応マニュアルがある	はい	16	9.0	9.1	9.1
	いいえ	160	90.4	90.9	100.0
	合計	176	99.4	100.0	
	欠損値	1	0.6		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑩全職員の有給休暇消化率は50%以上である(昨年度)	はい	31	17.5	18.1	18.1
	いいえ	140	79.1	81.9	100.0
	合計	171	96.6	100.0	
	欠損値	6	3.4		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑪全職員の有給休暇消化率は75%以上である(昨年度)	はい	6	3.4	3.5	3.5
	いいえ	165	93.2	96.5	100.0
	合計	171	96.6	100.0	
	欠損値	6	3.4		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑫超過勤務手当の支給率は25%以上である(昨年度)	はい	165	93.2	98.2	98.2
	いいえ	3	1.7	1.8	100.0
	合計	168	94.9	100.0	
	欠損値	9	5.1		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑬超過勤務手当の支給率は50%以上である(昨年度)	はい	157	88.7	93.5	93.5
	いいえ	11	6.2	6.5	100.0
	合計	168	94.9	100.0	
	欠損値	9	5.1		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑭超過勤務手当の支給率は75%以上である(昨年度)	はい	145	81.9	86.3	86.3
	いいえ	23	13.0	13.7	100.0
	合計	168	94.9	100.0	
	欠損値	9	5.1		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑮超過勤務手当の支給率は100%である(昨年度)	はい	118	66.7	70.2	70.2
	いいえ	50	28.2	29.8	100.0
	合計	168	94.9	100.0	
	欠損値	9	5.1		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑯夜間休日対応で、職員個人の携帯電話が使われる	はい	92	52.0	52.9	52.9
	いいえ	82	46.3	47.1	100.0
	合計	174	98.3	100.0	
	欠損値	3	1.7		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑰夜間休日対応における当番(自宅での電話待機等)は業務時間として換算される	はい	22	12.4	12.6	12.6
	いいえ	152	85.9	87.4	100.0
	合計	174	98.3	100.0	
	欠損値	3	1.7		
	総計	177	100.0		
Q3. ⑱私生活において、職員が当事者から身体的、精神的に負担と感ずることを受けたことがある(昨年度)	はい	61	34.5	35.9	35.9
	いいえ	109	61.6	64.1	100.0
	合計	170	96.0	100.0	
	欠損値	7	4.0		
	総計	177	100.0		

6. 表 2-2-(3) 児童相談所の配置職員体制について

	度数	平均値	標準偏差
Q4. 児童相談所の職員体制(人数)			
①合計	175	29.93	17.651
②児童福祉司	175	12.77	7.524
③児童心理司	175	4.86	3.117
④心理判定員	175	0.76	1.829
⑤医師	175	1.29	2.017
⑥看護師	175	0.15	0.526
⑦その他	175	10.10	10.994

7. 表 2-2-(4)-a 専管組織の有無について

	度数	平均値	標準偏差
Q6. 虐待対応の専管組織			
1①専任・兼任の人数合計	88	7.10	5.122
1②専任の人数	88	5.52	4.639
1③兼任の人数	88	1.58	3.719
2①常勤・非常勤の人数合計	88	7.15	5.071
2②常勤の人数	88	5.19	4.581
2③非常勤の人数	88	1.95	1.917

8. 表 2-2-(4)-b 専管組織の有無について

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
Q5. 虐待対応の専管組織(担当者)の有無				
ある	88	49.7	49.7	49.7
ない	89	50.3	50.3	100.0
合計	117	100.0	100.0	
Q7. 市町村支援の専管組織(担当者)の有無				
ある	32	18.1	18.3	18.3
ない	143	80.8	81.7	100.0
合計	175	98.9	100.0	
欠損値	2	1.1		
総計	177	100.0		
Q8. 親子再統合に関わる専管組織(担当者)の有無				
ある	37	20.9	21.1	21.1
ない	138	78.0	78.9	100.0
合計	175	98.9	100.0	
欠損値	2	1.1		
総計	177	100.0		
Q9. 里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織(担当者)の有無				
ある	108	61.0	62.4	62.4
ない	65	36.7	37.6	100.0
合計	173	97.7	100.0	
欠損値	4	2.3		
総計	177	100.0		

9. 表 2-2-(5) 一時保護所について

	度数	平均値	標準偏差
Q10. 一時保護所の職員体制(人数)			
①合計	110	17.17	12.142
②指導員	110	6.46	6.248
③保育士	110	3.72	4.925
④学習指導員	110	0.96	1.196
⑤医師	110	0.24	0.649
⑥看護師	110	0.41	0.563
⑦その他	110	5.38	7.621
Q11. 一時保護所の管轄児相数			
一時保護所が児童を受け入れる児童相談所数	103	1.85	1.907
Q12. 管轄児相について			
①管轄児相内の人口	107	1066915.34	1865315.466
②管轄児相内の18歳未満人口	104	170391.35	268100.480
③管轄児相の保護所定員数	108	21.35	11.237
Q13. 平成25年度実績			
①年間平均保護日数	105	25.94	18.990
②1人あたりの平均保護日数	108	26.15	13.050
③年間平均入所率	103	52.56	32.068
④年間入所延べ人数	108	573.33	1788.048
⑤年間入所延べ日数	106	4328.65	5232.190

10. 表 2-2-(6)-a 一時保護所での学習状況について

	度数	平均値	標準偏差
Q16. 1日あたりの平均学習時間			
①小学生	109	2.36	0.80
②中学生	108	2.43	0.84
③高校生	107	2.46	0.91
Q17. 学習に関わる職員数			
①嘱託職員(元教員等)	85	1.4	1.1
②ボランティア(学習)	48	0.6	1.6
③一時保護職員(常勤)	88	3.6	3.4
④その他	59	1.3	2.0
Q18. 教育に関する予算(円)			
①合計	88	2653149	3548877
②人件費	87	2387407	3355971
③教材費	87	128458	206344
④その他	87	154350	965769
Q20. ①一時保護所から小・中学校、高校に通学した人数／小学校			
(1)平成25年度入所児童数	149	39.7	39.0
(2)一時保護所から通学した人数	152	0.4	1.3
Q20. ②一時保護所から小・中学校、高校に通学した人数／中学校			
(1)平成25年度入所児童数	145	35.7	39.1
(2)一時保護所から通学した人数	152	0.3	1.0
Q20. ③一時保護所から小・中学校、高校に通学した人数／高校			
(1)平成25年度入所児童数	145	12.6	15.9
(2)一時保護所から通学した人数	152	0.3	0.8

11. 表 2-2-(6)-b 一時保護所での学習状況について

	該当後保護 所数	保護所数に対す るパーセント
Q14. 学習する場所について(複数回答)		
専用の自習室	75	68.20%
食堂	35	31.80%
その他	44	40.00%
Q15. 学習内容について(複数回答)		
授業形式	25	23.1%
プリント	100	92.60%
個別対応	85	78.70%
その他	8	7.4%

12. 表 2-2-(6)-c 一時保護所での学習状況について

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
Q19. ①一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況／小学生				
出席扱い	75	42.4	68.2	68.2
欠席	2	1.1	1.8	70.0
不明	10	5.6	9.1	79.1
その他	23	13.0	20.9	100.0
合計	110	62.1	100.0	
欠損値	67	37.9		
総計	177	100.0		
Q19. ②一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況／中学生				
出席扱い	74	41.8	67.9	67.9
欠席	2	1.1	1.8	69.7
不明	10	5.6	9.2	78.9
その他	23	13.0	21.1	100.0
合計	109	61.6	100.0	
欠損値	68	38.4		
総計	177	100.0		
Q19. ③一時保護中で登校していない児童の学校での出欠状況／高校生				
出席扱い	9	5.1	8.3	8.3
欠席	40	22.6	37.0	45.4
不明	25	14.1	23.1	68.5
その他	34	19.2	31.5	100.0
合計	108	61.0	100.0	
欠損値	69	39.0		
総計	177	100.0		
Q22. 高齢児童の就労支援、資格取得のための支援有無				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
行っている	35	19.8	22.2	22.2
行っていない	123	69.5	77.8	100.0
合計	158	89.3	100.0	
欠損値	19	10.7		
総計	177	100.0		

13. 表 2-2-(7) 一時保護所の地域差

項目	手法	カテゴリ(I)	カテゴリ(J)	平均差 (I-J)	標準誤差	有意確率	95% 信頼区間	
							下限	上限
Q1. ②管轄している区域／18歳未満人口	Games-Howell(A)	.1・36.0	36.1・72.0	-39687.489*	11921.178	.004	-68269.37	-11105.61
			72.1+	-65008.990*	14073.407	.000	-98816.04	-31201.94
		36.1・72.0	.1・36.0	39687.489*	11921.178	.004	11105.61	68269.37
			72.1+	-25321.501	14112.497	.180	-59260.60	8617.60
			.1・36.0	65008.990*	14073.407	.000	31201.94	98816.04
			72.1+	25321.501	14112.497	.180	-8617.60	59260.60
Q13. ①平成25年度実績／年間平均保護日数	Games-Howell(A)	.1・36.0	36.1・72.0	-7.3305*	2.9810	.043	-14.481	-.180
			72.1+	-17.9020*	5.0013	.002	-30.001	-5.803
		36.1・72.0	.1・36.0	7.3305*	2.9810	.043	-.180	14.481
			72.1+	-10.5716	4.8725	.088	-22.393	1.250
			.1・36.0	17.9020*	5.0013	.002	5.803	30.001
			72.1+	10.5716	4.8725	.088	-1.250	22.393
Q13. ②平成25年度実績／1人あたりの平均保護日数	Games-Howell(A)	.1・36.0	36.1・72.0	-6.3992*	2.7168	.055	-12.912	.113
			72.1+	-13.1774*	2.9610	.000	-20.276	-6.079
		36.1・72.0	.1・36.0	6.3992*	2.7168	.055	-.113	12.912
			72.1+	-6.7782	2.9030	.058	-13.752	.196
			.1・36.0	13.1774*	2.9610	.000	6.079	20.276
			72.1+	6.7782	2.9030	.058	-.196	13.752
Q1. ①管轄している区域／人口計	Tukey HSD	.1・36.0	36.1・72.0	-199179.725*	79528.872	.037	-388416.61	-9942.84
			72.1+	-409231.577*	78190.381	.000	-595283.55	-223179.60
		36.1・72.0	.1・36.0	199179.725*	79528.872	.037	9942.84	388416.61
			72.1+	-210051.852*	82191.157	.032	-405623.57	-14480.13
			.1・36.0	409231.577*	78190.381	.000	223179.60	595283.55
			72.1+	210051.852*	82191.157	.032	14480.13	405623.57
Q4. ②児童相談所の職員体制／児童福祉司	Tukey HSD	.1・36.0	36.1・72.0	-3.971	1.761	.067	-8.16	.22
			72.1+	-8.592*	1.746	.000	-12.75	-4.44
		36.1・72.0	.1・36.0	3.971	1.761	.067	-.22	8.16
			72.1+	-4.621*	1.834	.035	-8.98	-.26
			.1・36.0	8.592*	1.746	.000	4.44	12.75
			72.1+	4.621*	1.834	.035	-.26	8.98
Q6-1. ②虐待対応の専管組織／専任の人数	Tukey HSD	.1・36.0	36.1・72.0	-1.842	1.569	.473	-5.62	1.94
			72.1+	-4.824*	1.549	.008	-8.55	-1.09
		36.1・72.0	.1・36.0	1.842	1.569	.473	-1.94	5.62
			72.1+	-2.982	1.549	.141	-6.71	.75
			.1・36.0	4.824*	1.549	.008	1.09	8.55
			72.1+	2.982	1.549	.141	-.75	6.71
Q6-2. ①虐待対応の専管組織／常勤・非常勤の人数合計	Tukey HSD	.1・36.0	36.1・72.0	-.158	1.679	.995	-3.89	4.20
			72.1+	-3.700	1.658	.075	-7.69	.29
		36.1・72.0	.1・36.0	-.158	1.679	.995	-4.20	3.89
			72.1+	-3.858	1.658	.060	-7.85	-.14
			.1・36.0	3.700	1.658	.075	-.29	7.69
			72.1+	3.858	1.658	.060	-.14	7.85

*P<0.05

14. 表 2-3-1 「退所後の家庭復帰の有無」についての
ロジスティック回帰分析結果 (n= 1,729)

	β	標準誤差	有意確率	オッズ比	95%信頼区間	
					下限	上限
Q2. 性別_女	-0.005	0.117	0.969	0.995	0.791	1.252
Q3-1. 保護日当時の年齢(生年月日より算出)	0.004	0.025	0.882	1.004	0.955	1.055
Q15. 過去に測定した検査_その他(津守・稲毛式等)	-0.872	0.449	0.052	0.418	0.173	1.009
Q16. 療育手帳の有無_あり			0.014			
Q16. 療育手帳の有無_なし	-0.063	0.186	0.734	0.939	0.652	1.352
Q16. 療育手帳の有無_無回答	-1.226	0.436	0.005	0.294	0.125	0.69
Q22. 世帯の状況_課税世帯			<0.001			
Q22. 世帯の状況_非課税世帯	-0.795	0.159	<0.001	0.452	0.331	0.618
Q22. 世帯の状況_生活保護世帯	-0.668	0.418	0.11	0.513	0.226	1.164
Q22. 世帯の状況_無回答	0.215	0.271	0.427	1.24	0.73	2.107
Q18. 健診の受診状況(3または4ヵ月健診)_受診している			0.024			
Q18. 健診の受診状況(3または4ヵ月健診)_受診していない	-0.189	0.328	0.566	0.828	0.435	1.576
Q18. 健診の受診状況(3または4ヵ月健診)_年齢未到達	-0.676	0.55	0.219	0.508	0.173	1.493
Q18. 健診の受診状況(3または4ヵ月健診)_不明	0.297	0.156	0.057	1.346	0.991	1.829
Q18. 健診の受診状況(3または4ヵ月健診)_無回答	2.304	0.969	0.017	10.018	1.499	66.974
Q21. 母子手帳の交付状況_あり			0.017			
Q21. 母子手帳の交付状況_なし	-2.566	1.084	0.018	0.077	0.009	0.643
Q21. 母子手帳の交付状況_不明	0.103	0.169	0.544	1.108	0.795	1.545
Q21. 母子手帳の交付状況_無回答	-1.902	0.959	0.047	0.149	0.023	0.977
Q23. 受給しているサービス_生活保護世帯(再掲)	0.486	0.411	0.237	1.626	0.726	3.64
Q23. 受給しているサービス_児童扶養手当	0.593	0.132	<0.001	1.809	1.396	2.344
Q24-⑦. 親権者にDV加害、被害経験がある_あてはまる			0.401			
Q24-⑦. 親権者にDV加害、被害経験がある_あてはまらない	-0.246	0.152	0.105	0.782	0.581	1.053
Q24-⑦. 親権者にDV加害、被害経験がある_不明	-0.041	0.166	0.804	0.96	0.694	1.327
Q24-⑦. 親権者にDV加害、被害経験がある_無回答	-0.321	0.846	0.704	0.725	0.138	3.807
Q25-⑥. 両親が別居・離婚したことはあるか_あてはまる			0.051			
Q25-⑥. 両親が別居・離婚したことはあるか_あてはまらない	0.333	0.15	0.026	1.395	1.041	1.871
Q25-⑥. 両親が別居・離婚したことはあるか_わからない	0.569	0.338	0.093	1.766	0.91	3.428
Q25-⑥. 両親が別居・離婚したことはあるか_無回答	0.622	0.553	0.26	1.864	0.631	5.507
Q37. 過去の社会的養護の措置歴_あり			<0.001			
Q37. 過去の社会的養護の措置歴_なし	1.082	0.172	<0.001	2.951	2.105	4.137
Q37. 過去の社会的養護の措置歴_不明	1.211	1.058	0.253	3.356	0.422	26.698
Q37. 過去の社会的養護の措置歴_無回答	1.089	0.153	<0.001	2.971	2.201	4.011
Q39. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無_虐待あり			0.04			
Q39. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無_不明	0.748	0.364	0.04	2.112	1.034	4.315
Q39. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無_虐待なし	1.832	0.808	0.023	6.245	1.282	30.413
Q39. 主訴に関わらず、このケースの虐待有無_無回答	2.468	1.133	0.029	11.804	1.282	108.67
Q46. 虐待による被虐待児の身体状況_骨折	-1.207	0.927	0.193	0.299	0.049	1.84
Q46. 虐待による被虐待児の身体状況_栄養不良	-1.175	0.537	0.029	0.309	0.108	0.884
Q4. 今回の一時保護の受付理由_その他	-1.058	0.337	0.002	0.347	0.179	0.672
Q5. 在学状況等_家庭にいる乳幼児			<0.001			
Q5. 在学状況等_保育所その他の保育施設	0.862	0.256	0.001	2.368	1.435	3.908
Q5. 在学状況等_幼稚園	0.456	0.432	0.291	1.578	0.676	3.681
Q5. 在学状況等_小学校	0.717	0.275	0.009	2.049	1.195	3.511
Q5. 在学状況等_中学校	0.142	0.351	0.686	1.153	0.58	2.292
Q5. 在学状況等_高校	0.338	0.433	0.434	1.402	0.601	3.275
Q5. 在学状況等_その他	-0.773	0.398	0.052	0.462	0.212	1.007
Q5. 在学状況等_不明	-0.038	0.785	0.962	0.963	0.207	4.489
Q5. 在学状況等_無回答	0.14	0.783	0.858	1.151	0.248	5.338
Q23. 受給しているサービス_就学支援(就学援助)	0.934	0.279	0.001	2.546	1.475	4.394
Q24-③. 親権者に犯罪歴がある_あてはまる			<0.001			
Q24-③. 親権者に犯罪歴がある_あてはまらない	0.731	0.195	<0.001	2.077	1.418	3.043
Q24-③. 親権者に犯罪歴がある_不明	0.837	0.209	<0.001	2.31	1.532	3.482
Q24-③. 親権者に犯罪歴がある_無回答	0.465	0.766	0.544	1.591	0.355	7.141

15. 表 2-3-1 「退所後の家庭復帰の有無」についてのロジスティック回帰分析結果 (n= 1,729) (続き)

	β	標準誤差	有意確率	オッズ比	95%信頼区間	
					下限	上限
Q33. 行動上の問題_職員への暴力	-1.181	0.392	0.003	0.307	0.142	0.662
Q33. 行動上の問題_フラッシュバック	-1.561	0.579	0.007	0.21	0.067	0.653
Q33. 行動上の問題_年齢不相応な性的言動や行動化	-0.863	0.258	0.001	0.422	0.254	0.7
Q41. 虐待者の続柄等_実父・実母			0.006			
Q41. 虐待者の続柄等_実父母以外の親(継父母など)	-0.214	0.244	0.381	0.807	0.5	1.303
Q41. 虐待者の続柄等_それ以外	-1.221	0.355	0.001	0.295	0.147	0.592
Q41. 虐待者の続柄等_不明	-1.202	0.987	0.223	0.301	0.043	2.081
Q41. 虐待者の続柄等_無回答	-1.269	1.067	0.234	0.281	0.035	2.277
Q43. 虐待者の考え方_行為も虐待も認めない			0.005			
Q43. 虐待者の考え方_行為は認めるが、虐待は認めない	0.38	0.301	0.206	1.463	0.811	2.638
Q43. 虐待者の考え方_虐待を認めているが、援助は求めている	1.113	0.343	0.001	3.045	1.553	5.969
Q43. 虐待者の考え方_虐待を認めて、援助を求めている	0.626	0.292	0.032	1.871	1.056	3.314
Q43. 虐待者の考え方_不明	0.072	0.338	0.831	1.075	0.554	2.086
Q43. 虐待者の考え方_無回答	0.057	0.955	0.952	1.059	0.163	6.882
Q45. 虐待者の行動・言動_児童相談所に攻撃的な言動がある	-0.494	0.176	0.005	0.61	0.432	0.861
定数	-1.934	0.473	<0.001	0.145		

16. 表 3-1-(1) 調査対象全 1081 例の年齢・性別

年齢 (歳)		平均	10.5
		中央値(範囲)	11(1-18)
		第1・3四分位数	7・ 14
		標準偏差 (S D)	3.97
		n	(%) (累積%)
1～3 歳		60	5.6%
4～6 歳		150	13.9%
7～9 歳		195	18.0%
10～12歳		246	22.8%
13～15歳		341	31.5%
16～18歳		89	8.2%
性別	男児	600	55.5%
	女児	481	44.5%

17. 表 3-1-(2)-a,b 一時保護時の主訴と過去の取り扱い歴

a:主訴			b:過去の扱い歴	
主訴	n	(%)	扱い歴あり	
養護 (他の主訴との重複を含む)	806	74.6%	543	67.4%
副回答:虐待a	519	48.0%	333	64.2%
身体的虐待	266	24.6%	172	64.7%
性的虐待	35	3.2%	14	40.0%
心理的虐待	124	11.5%	77	62.1%
ネグレクト	165	15.3%	117	70.9%
その他	287	26.5%	172	59.9%
単独	722	66.8%	475	65.8%
重複				
養護 + 非行	35	3.2%	29	82.9%
養護 + 障害	1	0.1%	1	100.0%
養護 + 育成	28	2.6%	19	67.9%
養護 + 施設	19	1.8%	18	94.7%
養護 + 障害 + 施設	1	0.1%	1	100.0%
非行 (養護を除く)	151	14.0%	104	68.9%
非行 + 育成	2	0.2%		0.0%
非行 + 施設	2	0.2%		0.0%
障害 (養護を除く)	10	0.9%	9	90.0%
育成 (養護を除く)	62	5.7%	43	69.4%
施設 (養護を除く)	20	1.9%	20	100.0%
その他	32	3.0%	22	68.8%
合計	1085		741	68.5%

(a 副回答:虐待の種類は重複あり
重複2つ:119例、3つ:6例、4つ:1例、5つ:1例)

(%は各項目における
扱い歴ありの割合)

18. 表 3-1-(2)-c,d 一時保護時の主訴と年齢・性別（全 1081 例）

主訴	n	平均	第1・第3		S D	p ^a	p ^b	p ^c	d:性差			
			中央値	四分位数					男児	女児		
養護	806	9.75	10	7・13	4.01				426	52.9%	380	47.1%
非行（養護を除く）	151	13.60	14	13・15	1.91	***	***	***	99	65.6%	52	34.4%
障害単独	10	12.40	14	10・16	3.81				7	70.0%	3	30.0%
育成単独	62	11.21	13	10・15	3.21	#	*#	*#	39	62.9%	23	37.1%
施設単独	20	12.05	12	9・14	4.25				13	65.0%	7	35.0%
その他	32	12.25	11	7・14	3.28	**	**	**	16	50.0%	16	50.0%
合計	1081								600	55.5%	481	44.5%

（％は各項目における"扱い歴あり"の割合）

多重比較： pa:Steel-Dwass法、pb:Tukey法、pc:Bonferroni法

主訴「養護」群との比較 *:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001

主訴「非行」群との比較 #: p<0.001

19. 表 3-1-(2)-e 虐待が指摘された 829 例の主訴

主訴	虐待あり		
	n	n	(%)
養護	806	684	84.9%
虐待	519	519	100.0%
その他	287	165	57.5%
非行	151	75	49.7%
障害	10	4	40.0%
育成	62	35	56.5%
施設不調	20	14	70.0%
その他	32	17	53.1%
合計	1081	829	76.7%

20. 表 3-1-(2)-f 年齢・性別-虐待の有無で比較

	全例		虐待なし		虐待あり		p	OR	(95%信頼区間)	
	n		n		n					
	1081 例		252	23.3%	829	76.7%				
年齢	平均(歳)	S D	平均(歳)	S D	平均(歳)	S D				
	10.5	3.97	11.46	3.96	10.23	3.94				
	中央値	第1・3	中央値	第1・3	中央値	第1・3				
	(範囲)	四分位数	(範囲)	四分位数	(範囲)	四分位数				
	11(1-18)	7・14	13(1-17)	9・14	11(1-18)	7・13	#			
	n		n		n					
1~6歳	210	19.4%	41	3.8%	169	15.6%				
7~12歳	441	40.8%	77	7.1%	364	33.7%				
13~18歳	430	39.8%	134	12.4%	296	27.4%	***			
性別	男児	600	55.5%	166	15.3%	434	40.1%			
	女児	481	44.5%	86	8.0%	395	36.5%	***	1.76	(1.31- 2.36)

#:p<0.001 Willcoxonの順位和検定

** :p<0.01, ***:<0.001 PearsonのX²検定

21. 表 3-1-(3)-a 複数回答による虐待の種類

	n	1種類		2種類		3種類		4種類	
		n		n		n		n	
全体 a	829	328	39.6%	358	43.2%	133	16.0%	10	1.2%
身体的虐待	490	103	21.0%	250	51.0%	127	25.9%	10	2.0%
性的虐待	70	21	30.0%	25	35.7%	14	20.0%	10	14.3%
心理的虐待	479	63	13.2%	276	57.6%	130	27.1%	10	2.1%
ネグレクト	436	133	30.5%	165	37.8%	128	29.4%	10	2.3%

a: 虐待加害者の項目に回答があったが、上記4つの虐待に回答がなかった8例を含む

22. 表 3-1-(3)-b 虐待の内容（主訴に関わらず虐待の報告があった829名）

最も強い虐待の種類	n	重複した虐待の種類									
		身体的虐待	性虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他					
身体	311	37.5%	-	16	5.1%	174	55.9%	95	30.5%	62	19.9%
性的	37	4.5%	8	21.6%	-	11	29.7%	6	16.2%	4	10.8%
心理	187	22.6%	79	42.2%	5	2.7%	-	69	36.9%	65	34.8%
ネグレクト	254	30.6%	78	30.7%	9	3.5%	93	36.6%	-	87	34.3%
その他	40	4.8%	14	35.0%	3	7.5%	14	35.0%	12	30.0%	-

23. 表 3-1-(3)-c 虐待の内容(主訴に関わらず虐待の報告があった 829 名)

最も強い虐待の種類	年齢(歳)					p ^a	p ^b	p ^c	性別				
	n	平均	中央値	第1・第3					SD	n	男児	n	女児
				四分位数	四分位数								
身体	311	10.51	11	8	13	3.62	***a	**b	**c	168	54.0%	143	46.0%
性的	37	13.03	14	12	16	3.71				5	13.5%	32	86.5%
心理	187	10.25	10	8	14	3.93	***	***	***	95	50.8%	92	49.2%
ネグレクト	254	9.43	10	6	13	4.13	***a	***b	***c	145	57.1%	109	42.9%
その他	40	10.32	10	7	13	3.9	*	*	*	21	52.5%	19	47.5%

年齢：Kruskal-Wallis検定 p<0.001にて有意差あり。

多重比較： pa:Steel-Dwass法、pb:Tukey法、pc:Bonferroni法

「性的虐待」群との比較 *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

a,b,c:: 同じ符号同士が p<0.05で有意差あり

24. 表 3-1-(3)-d 虐待の内容(主訴に関わらず虐待の報告があった 829 名)

最も強い虐待の種類	加害者(重複あり)				加害者の数												
	n	男性養育者		女性養育者		その他の家族		加害者の数									
		n	n	%	n	%	n	%	1人	2人	3人	4人	不明				
全体	829	375	45.2%	582	70.2%	76	9.2%	589	71.0%	201	24.2%	16	1.9%	2	0.2%	21	2.5%
身体	311	173	55.6%	202	65.0%	23	7.4%	224	72.0%	81	26.0%	5	1.6%	0		1	0.3%
性的	37	24	64.9%	3	8.1%	13	35.1%	33	89.2%	1	2.7%	2	5.4%	0		1	2.7%
心理	187	76	40.6%	138	73.8%	13	7.0%	138	73.8%	46	24.6%	0	0.0%	0		3	1.6%
ネグレクト	254	88	34.6%	222	87.4%	24	9.4%	169	66.5%	67	26.4%	9	3.5%	2		7	2.8%
その他	40	15	37.5%	18	45.0%	4	10.0%	25	62.5%	6	15.0%	0	0.0%	0		9	22.5%

25. 表 3-1-(3)-e 最も強い虐待の種類と加害者

加害者の詳細が明らかな808例 (全体の74.7%、"虐待あり"の97.5%)

Pearsonの χ^2 検定 *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

		身体的虐待 311例				性的虐待 37例			
		なし		あり		なし		あり	
加害者	n	n	n	p	OR (95%信頼区間)	n	n	p	OR (95%信頼区間)
男性養育者	376 46.7%	203 40.8%	173 55.8%	***	1.84 (1.38- ###)	352 45.6%	24 66.7%	*	2.39 (1.18- 4.84)
血縁父	272 33.8%	161 32.3%	111 35.8%			258 33.4%	14 38.9%		
継父	74 9.2%	29 5.8%	45 14.5%			67 8.7%	7 19.4%		
母の交際相手	36 4.5%	15 3.0%	21 6.8%			33 4.3%	3 8.3%		
女性養育者	583 72.4%	381 76.5%	202 65.2%	***	0.57 (0.42- ###)	580 75.1%	3 8.3%	***	0.03 (0.01- 0.10)
血縁母	561 69.7%	367 73.7%	194 62.6%			558 72.3%	3 8.3%		
継母	18 2.2%	10 2.0%	8 2.6%			18 2.3%	0 0.0%		
父の交際相手	8 1.0%	7 1.4%	1 0.3%			8 1.0%	0 0.0%		
その他の家族	77 9.6%	54 10.8%	23 7.4%			64 8.3%	13 36.1%	***	6.25 (3.02- #####)
祖父	9 1.1%	7 1.4%	2 0.6%			8 1.0%	1 2.8%		
祖母	30 3.7%	21 4.2%	9 2.9%			29 3.8%	1 2.8%		
おじ	6 0.7%	5 1.0%	1 0.3%			3 0.4%	3 8.3%		
おば	5 0.6%	4 0.8%	1 0.3%			4 0.5%	1 2.8%		
きょうだい	9 1.1%	3 0.6%	6 1.9%			7 0.9%	2 5.6%		
その他の同居人	27 3.4%	22 4.4%	5 1.6%			21 2.7%	6 16.7%		

心理的虐待 187例

ネグレクト 254例

		心理的虐待 187例				ネグレクト 254例			
		なし		あり		なし		あり	
加害者	n	n	n	p	OR (95%信頼区間)	n	n	p	OR (95%信頼区間)
男性養育者	300 48.1%	76 41.3%	76 41.3%			288 51.3%	88 35.6%	***	0.53 (0.39- 0.71)
血縁父	214 34.3%	58 31.5%	58 31.5%			198 35.3%	74 30.0%		
継父	58 9.3%	16 8.7%	16 8.7%			68 12.1%	6 2.4%		
母の交際相手	32 5.1%	4 2.2%	4 2.2%			28 5.0%	8 3.2%		
女性養育者	445 71.3%	138 75.0%	138 75.0%			361 64.3%	222 89.9%	***	4.92 (3.14- 7.70)
血縁母	429 68.8%	132 71.7%	132 71.7%			347 61.9%	214 86.6%		
継母	13 2.1%	5 2.7%	5 2.7%			13 2.3%	5 2.0%		
父の交際相手	5 0.8%	3 1.6%	3 1.6%			4 0.7%	4 1.6%		
その他の家族	64 10.3%	13 7.1%	13 7.1%			53 9.4%	24 9.7%		
祖父	9 1.4%	0 0.0%	0 0.0%			4 0.7%	5 2.0%		
祖母	26 4.2%	4 2.2%	4 2.2%			16 2.9%	14 5.7%		
おじ	5 0.8%	1 0.5%	1 0.5%			5 0.9%	1 0.4%		
おば	3 0.5%	2 1.1%	2 1.1%			4 0.7%	1 0.4%		
きょうだい	9 1.4%	0 0.0%	0 0.0%			8 1.4%	1 0.4%		
その他の同居人	20 3.2%	7 3.8%	7 3.8%			19 3.4%	8 3.2%		

26. 表 3-1-(3)-f 家族構成、養育者の学歴・経済・雇用状況

		全例 1081例		虐待なし 252例		虐待あり 829例		p	OR (95%信頼区間)
		n		n		n			
家族構成	男性養育者不在	532	49.2%	136	54.0%	396	47.8%		
	血縁父	386	35.7%	88	34.9%	298	35.9%		
	継父	117	10.8%	21	8.3%	96	11.6%		
	母交際相手	46	4.3%	7	2.8%	39	4.7%		
	女性養育者不在	186	17.2%	54	21.4%	132	15.9%		
	血縁母	842	77.9%	188	74.6%	654	78.9%		
	継母	38	3.5%	7	2.8%	31	3.7%		
	父交際相手	15	1.4%	3	1.2%	12	1.4%		
	両親	83	7.7%	26	10.3%	57	6.9%		
	血縁の父母	239	22.1%	52	20.6%	187	22.6%		
血縁父母 + 継母父または交際相手	204	18.9%	36	14.3%	168	20.3%			
片親 (全例血縁)	552	51.1%	138	54.8%	414	49.9%			
継父母の夫婦	3	0.3%	0	0.0%	3	0.4%			
祖父母・おじおば・他の同居人あり	200	18.5%	52	20.6%	148	17.9%			
離婚歴	あり	790	73.1%	166	65.9%	624	75.3% **	1.58 (1.16-2.14)	
経済状況	課税	351	32.5%	84	33.3%	267	32.2%		
	非課税	146	13.5%	26	10.3%	120	14.5%		
	生活保護	290	26.8%	67	26.6%	223	26.9%		
	不明	294	27.2%	75	29.8%	219	26.4%		
				当該養育者が同居していない					
		n							
就業	男性養育者有職	388	35.9%	528	136.1%	83	32.9%	305	36.8%
	女性養育者有職	413	38.2%	180	43.6%	77	30.6%	336	40.5% **
	両親いずれも有職	639	59.1%	74	11.6%	127	50.4%	512	61.8% **
学歴	男性養育者学歴不明	740	68.5%	493	66.6%	180	71.4%	560	67.6%
	中卒	78	7.2%	12	15.4%	18	7.1%	60	7.2%
	高卒	172	15.9%	15	8.7%	34	13.5%	138	16.6%
	大卒	36	3.3%	6	16.7%	10	4.0%	26	3.1%
	その他	55	5.1%	6	10.9%	10	4.0%	45	5.4%
	高卒以上	208	19.2%	21	10.1%	44	17.5%	164	19.8%
	女性養育者学歴不明	414	38.3%	141	34.1%	116	46.0%	298	35.9%
	中卒	247	22.8%	17	6.9%	43	17.1%	204	24.6%
	高卒	265	24.5%	16	6.0%	62	24.6%	203	24.5%
	大卒	40	3.7%	1	2.5%	6	2.4%	34	4.1%
	その他	115	10.6%	11	9.6%	25	9.9%	90	10.9%
	高卒以上	305	28.2%	17	5.6%	68	27.0%	237	28.6%
	両親いずれかが高卒以上	409	37.8%	19	4.6%	88	34.9%	321	38.7%

Pearsonのχ²検定 * : p<0.05, ** : p<0.01, *** : <0.001

27. 表 3-1-(3)-g 養育者の問題、きょうだい・過去の扱い歴・保護期間など

		全例 1081例		虐待なし 252例		虐待あり 829例			
		n		n		n		p	OR (95%信頼区間)
精神疾患	男性養育者	46	4.3%	10	4.0%	36	4.3%		
	女性養育者	313	29.0%	69	27.4%	244	29.4%		
	両親のいずれか	342	31.6%	75	29.8%	267	32.2%		
アルコール使用障害	男性養育者	60	5.6%	10	4.0%	50	6.0%		
	女性養育者	102	9.4%	13	5.2%	89	10.7% **	2.21	(1.21- 4.03)
	両親のいずれか	75	6.9%	13	5.2%	62	7.5%		
薬物使用障害	男性養育者	25	2.3%	5	2.0%	20	2.4%		
	女性養育者	57	5.3%	10	4.0%	47	5.7%		
	両親のいずれか	69	6.4%	14	5.6%	55	6.6%		
アルコール・薬物 いずれかの使用障害 (物質使用障害)	男性養育者	75	6.9%	13	5.2%	62	7.5%		
	女性養育者	132	12.2%	21	8.3%	111	13.4% *	1.70	(1.04- 2.77)
	両親のいずれか	179	16.6%	30	11.9%	149	18.0% *	1.62	(1.07- 2.47)
犯罪歴	男性養育者	72	6.7%	16	6.3%	56	6.8%		
	女性養育者	53	4.9%	16	6.3%	37	4.5%		
	両親のいずれか	110	10.2%	26	10.3%	84	10.1%		
子ども以外の家庭内暴力 (DV)	男性養育者	144	13.3%	15	6.0%	129	15.6% **	2.91	(1.67- 5.07)
	女性養育者	222	20.5%	20	7.9%	202	24.4% ***	3.74	(2.30- 6.06)
	両親のいずれか	294	27.2%	31	12.3%	263	31.7% ***	3.31	(2.21- 4.96)
きょうだいへの虐待あり		414	38.3%	7	2.8%	407	49.1% ***	33.76	(15.73- 72.44)
きょうだいの不審死あり		13	1.2%	0	0.0%	13	1.4%		
児童相談所での扱い歴		741	68.5%	160	63.5%	581	70.1% *	1.35	(1.0- 1.81)
発達障害としての対応あり		195	18.0%	43	17.1%	152	18.3%		
保護後解除後の状態	保護期間30日以上	415	38.4%	72	28.6%	343	41.4% *	1.76	(1.30- 2.40)
	保護後、自宅へ処遇	515	47.6%	118	46.8%	397	47.9%		

Pearsonの χ^2 検定またはFisherの直接確率検定 *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

28. 表 3-1-(4)-a,b 子どもの有害な体験 : ACE)

a:全1081例におけるACEの頻度				b:ACE score			
		n	%	ACE score*	n	%	累積%
家庭機能	離婚歴	790	73.1	0	57	5.3	5.3
	物質使用障害	179	16.6	1	159	14.7	20.0
	精神疾患	342	31.6	2	232	21.5	41.4
	犯罪歴	110	10.2	3	251	23.2	64.7
	DV	294	27.2	4	188	17.4	82.1
虐待	身体的虐待	490	45.3	5	125	11.6	93.6
	性虐待	70	6.5	6	49	4.5	98.1
	心理的虐待	479	44.3	7	17	1.6	99.7
ネグレクト		436	40.3	8	3	0.0	100.0
				合計	1081		

*ACE score: 表9-aの各項目の合計数

29. 表 3-1-3-c,d ACE 各項目の重複

c:項目2つの組み合わせによる重複頻度および検定 (対象全1081例)

	離婚歴	精神疾患	物質使用障害	犯罪歴	D V	身体的虐待	性虐待	心理的虐待
	n	n	n	n	n	n	n	n
精神疾患	271 **							
物質使用障害	142 *	99 *						
犯罪歴	91 *	45 *	43 ***					
D V	226	115 **	75 ***	40 *				
身体的虐待	369	143	87	42	171 ***			
性虐待	49	19	12	6	31 **	29		
心理的虐待	365 *	167 *	107 ***	49	182 ***	308 **	29	
ネグレクト	345 *	154 *	84	62 ***	131	197	25	299 ***

重複頻度と、Pearsonの χ^2 検定またはFisherの直接確率検定 : *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

d: Spearmanの順位相関係数と検定

	離婚歴	精神疾患	物質使用障害	犯罪歴	D V	身体的虐待	性虐待	心理的虐待
精神疾患	0.094							
物質使用障害	0.063	0.227 ***						
犯罪歴	0.073	0.067	0.204					
D V	0.052	0.098	0.147 ***	0.069				
身体的虐待	0.046	-0.048	0.029	-0.048	0.158 ***			
性虐待	-0.018	-0.025	0.004	-0.014	0.101 ***	-0.021		
心理的虐待	0.063	0.062	0.139 ***	0.002	0.216 ***	0.340 ***	-0.015	
ネグレクト	0.112 ***	0.065	0.060	0.110 ***	0.053	-0.002	-0.025	0.136 ***

Spearmanの順位相関係数と両側検定 : *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

30. 表 3-1-(5)-a 保護 3 日目における CBCL の T 得点

	C B C L 得点 (T 得点)				臨床域群 (T 得点が 境界域 ~ 臨床域)	
	中央値	範囲	第 1・第 3 四分位数		n	
引きこもり	53	(50 - 85)	50	63	103	13.9%
身体的訴え	50	(50 - 79)	50	50	22	3.0%
不安・抑うつ	52	(50 - 93)	50	60	56	7.5%
社会性の問題	57	(50 - 90)	50	63	135	18.2%
思考の問題	50	(50 - 92)	50	56	171	23.0%
注意の問題	58	(50 - 92)	50	65	164	22.1%
非行的行動	55	(50 - 90)	50	69	220	29.6%
攻撃的行動	52	(50 - 96)	50	64	139	18.7%
内向尺度	52	(42 - 88)	45	59	176	23.7%
外向尺度	54	(40 - 96)	46	66	273	36.7%
総得点	55	(33 - 92)	48	64	258	34.7%

31. 表 3-1-(5)-b ② 精神状態・問題行動と背景要因との関係

保護3日目におけるCBCL T得点	正常域群		臨床域群		p	OR(95%信頼区間)
	488	65.4%	258	34.6%		
	n		n			
女兒 (vs 男兒)	235	48.2%	122	47.3%		
年齢1～6歳	92	18.9%	25	9.7%	**	0.462 (0.29- #####)
年齢7～12歳	226	46.3%	127	49.2%		
年齢13～18歳	170	34.8%	106	41.1%	#	1.304 (0.96- #####)
課税世帯	160	32.8%	89	34.5%		
両養育者が無職	190	38.9%	88	34.1%		
両養育者が中卒未満	189	38.7%	111	43.0%		
両親以外の家族あり	81	16.6%	55	21.3%		
離婚歴あり	359	73.6%	201	77.9%		
DVあり	158	32.4%	81	31.4%		
男性養育者に犯罪歴あり	28	5.7%	23	8.9%		
男性養育者に精神疾患あり	24	4.9%	10	3.9%		
男性養育者に物質使用障害あり	36	7.4%	22	8.5%		
女性養育者に犯罪歴あり	23	4.7%	10	3.9%		
女性養育者に精神疾患あり	143	29.3%	67	26.0%		
女性養育者に物質使用障害あり	64	13.1%	32	12.4%		
養育者いずれかに犯罪歴あり	47	9.6%	30	11.6%		
養育者いずれかに精神疾患あり	160	32.8%	71	27.5%		
養育者いずれかに物質使用障害あり	89	18.2%	45	17.4%		
父が児童虐待加害者	227	46.5%	123	47.7%		
母が児童虐待加害者	352	72.1%	181	70.2%		
身体的虐待あり	289	59.2%	173	67.1%	*	1.40 (1.02- #####)
心理的虐待あり	37	7.6%	23	8.9%		
性的虐待あり	287	58.8%	154	59.7%		
ネグレクトあり	250	51.2%	134	51.9%		
発達障害での対応あり	77	15.8%	71	27.5%	***	2.03 (1.41- #####)
保護理由が虐待	319	65.4%	151	58.5%	#	0.75 (0.55- #####)
保護理由が非行	48	9.8%	51	19.8%	***	2.26 (1.47- #####)
保護理由が障害	2	0.4%	4	1.6%		
保護理由が育成	37	7.6%	21	8.1%		
保護理由が施設	21	4.3%	9	3.5%		
児童相談所で扱い歴あり	322	66.0%	209	81.0%	***	2.20 (1.53- #####)
同胞の虐待あり	245	50.2%	124	48.1%		
保護期間が30日以上	197	40.4%	102	39.5%		
退所後、自宅への処遇あり	232	47.5%	132	51.2%		

PearsonのX2検定 #:p<0.10, *:p<0.05, **:p<0.01, ***:<0.001

32. 表 3-1-(5)-c CBCL 得点と背景要因との関係

虐待被害・加害内容が明らかな808例のうち、4-18歳 760例に限定し、さらにCBCL不正回答例を除いた746例
保護3日目におけるCBCL T得点 保護3日目におけるCBCL T得点

	総得点		外向尺度得点		内向尺度得点	
	中央値	55 (33-92)	中央値	54 (40-96)	中央値	52 (42-88)
	(第1・第3四分位数)	48・64	(第1・第3四分位数)	46・66	(第1・第3四分位数)	45・59
	臨床域群の例数：258例 (34.7%)		臨床域群の例数：273例 (36.7%)		臨床域群の例数：176例 (23.7%)	
臨床域群に分類されることを目的変数としたロジスティック解析						
	総得点		外向尺度得点		内向尺度得点	
	crude. OR. 95. CI.	adj. OR. 95. CI.	crude. OR. 95. CI.	adj. OR. 95. CI.	crude. OR. 95. CI.	adj. OR. 95. CI.
女兒 (vs 男兒)	0.97 (0.71, 1.31)	1.04 (0.75, 1.45)	1.01 (0.75, 1.36)	1.12 (0.81, 1.56)	1.22 (0.87, 1.72)	1.06 (0.73, 1.54)
年齢	1.06 (1.01, 1.11)	1.02 (0.97, 1.07)	1.06 (1.02, 1.11)	1.02 (0.97, 1.07)	1.12 (1.06, 1.18)	1.10 (1.04, 1.17) ***
課税世帯	1.08 (0.78, 1.48)	0.99 (0.68, 1.44)	1.29 (0.94, 1.76)	1.23 (0.85, 1.77)	1.19 (0.84, 1.69)	1.01 (0.67, 1.53)
両保護者が無職	0.81 (0.59, 1.11)	0.83 (0.57, 1.19)	0.76 (0.56, 1.04)	0.83 (0.58, 1.20)	0.81 (0.57, 1.15)	0.75 (0.49, 1.13)
離婚歴あり	1.27 (0.89, 1.81)	1.17 (0.8, 1.70)	1.57 (1.10, 2.25)	1.53 (1.05, 2.24) *	0.92 (0.63, 1.35)	0.87 (0.58, 1.32)
D Vあり	0.96 (0.69, 1.32)	0.90 (0.64, 1.28)	0.91 (0.66, 1.26)	0.83 (0.58, 1.18)	1.06 (0.74, 1.51)	1.00 (0.68, 1.49)
養育者のいずれかに犯罪歴あり	1.23 (0.76, 2.01)	1.18 (0.70, 2.00)	1.05 (0.65, 1.71)	0.96 (0.57, 1.64)	1.15 (0.67, 1.98)	1.16 (0.65, 2.07)
養育者のいずれかに精神疾患あり	0.78 (0.56, 1.09)	0.84 (0.58, 1.21)	0.86 (0.62, 1.19)	0.97 (0.68, 1.39)	0.95 (0.66, 1.37)	0.95 (0.64, 1.42)
養育者のいずれかに物質使用障害あり	0.95 (0.64, 1.41)	1.01 (0.66, 1.56)	1.00 (0.68, 1.47)	1.06 (0.69, 1.62)	1.36 (0.89, 2.07)	1.45 (0.91, 2.31)
身体的虐待あり	1.40 (1.02, 1.92)	1.38 (0.97, 1.95)	1.65 (1.20, 2.26)	1.56 (1.10, 2.21) *	0.69 (0.49, 0.97)	0.42 (0.22, 0.77) **
心理的虐待あり	1.04 (0.76, 1.41)	1.08 (0.77, 1.50)	1.14 (0.84, 1.55)	1.13 (0.81, 1.58)	1.32 (0.93, 1.88)	0.95 (0.54, 1.65)
性的虐待あり	1.19 (0.69, 2.05)	1.47 (0.80, 2.71)	0.93 (0.53, 1.61)	1.09 (0.58, 2.03)	2.00 (1.15, 3.48)	1.70 (0.91, 3.19)
ネグレクトあり	1.03 (0.76, 1.39)	1.10 (0.78, 1.55)	0.88 (0.65, 1.19)	0.96 (0.68, 1.35)	1.21 (0.86, 1.70)	1.23 (0.83, 1.81)
発達障害あり	2.03 (1.41, 2.92)	1.82 (1.23, 2.69)	1.81 (1.26, 2.60)	1.50 (1.01, 2.22) **	1.31 (0.87, 1.98)	1.28 (0.83, 1.99)
主訴が非行	2.26 (1.47, 3.46)	1.90 (1.19, 3.02) **	2.84 (1.85, 4.38) **	2.54 (1.58, 4.07) **	1.49 (0.94, 2.38)	1.15 (0.69, 1.92)
児童相談所で扱い歴あり	2.20 (1.53, 3.16)	1.99 (1.36, 2.92) ***	2.23 (1.56, 3.19)	2.11 (1.44, 3.08) **	1.34 (0.91, 1.97)	1.31 (0.86, 1.99)
同胞の虐待あり	0.92 (0.68, 1.24)	0.98 (0.71, 1.37)	0.87 (0.65, 1.17)	0.98 (0.70, 1.36)	0.74 (0.53, 1.04)	0.76 (0.52, 1.10)
交互作用項 (身体的虐待あり×心理的虐待あり)	-	-	-	-	-	2.16 (1.02, 4.6) *
	Log-likelihood = -456.6 AIC value = 947.1		Log-likelihood = -456.5 AIC value = 949.1		Log-likelihood = -384.1 AIC value = 806.2	
	Wald test *: p<0.05, **: p<0.01, ***: <0.001					